

訴 状

2003年3月28日

東京地方裁判所民事部 御中

原告4536名訴訟代理人弁護士 大 口 昭 彦

同 古 川 美

同 河 村 健 夫

同 浅 野 史 生

原告4536名訴訟復代理人弁護士 籠 橋 隆 明

同 奥 村 秀 二

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

損害賠償等請求事件

訴訟物の価額 金226億7785万円

貼用印紙額 金 0円（訴訟救助申立予定）

目 次

請求の趣旨	4 頁
請求の原因	
第 1 当事者及び事案の概要	5 頁
1 当事者	5 頁
2 事案の概要	10 頁
第 2 本訴訟の趣旨	11 頁
1 はじめに	11 頁
2 本件ダム建設の問題性	12 頁
3 財政上の問題性に対する弾劾	25 頁
4 小括	28 頁
第 3 本訴訟の前提問題～ODA について	30 頁
1 ODA（政府開発援助）	30 頁
2 日本国のODAの問題性	32 頁
第 4 本件ダム建設を巡る事実の経過	38 頁
第 5 本件ダム建設計画に対する現地住民の対応等	41 頁
1 経過	41 頁
2 被告らの対応等	46 頁
3 小括	51 頁
第 6 本件ダム建設によって生じた被害	51 頁
1 原告番号 A 2 5 1 番から O 9 3 9 番について	51 頁
2 原告番号 P 1 番について	59 頁
3 原告らの被害のまとめ	66 頁
第 7 被告らの違法有責性	70 頁
1 本件ダム建設自体の違法性	70 頁
2 共同不法行為	81 頁

3	各被告らの有責性	82頁
第9	被告らの原告に対する請求権	104頁
1	原告番号A 2 5 1 番からO 9 3 9 番について	104頁
2	原告番号P 1 番について～自然物の生存の権利侵害	108頁
第10	付論～原告番号P 1 番の当事者能力について	112頁
第11	結語	118頁

1 被告日本国は、インドネシア共和国政府及びインドネシア国営電力公社に対して、別紙1記載の勧告を行え

2 被告東電設計株式会社は、インドネシア共和国政府及びインドネシア国営電力公社に対して、別紙2記載の勧告を行え

3 被告日本国は、インドネシア共和国政府及びインドネシア国営電力公社に対して、別紙3記載の勧告を行え

4 (予備的請求)

仮に、前記請求の趣旨1ないし3が容れられない場合、被告日本国は、インドネシア共和国政府及びインドネシア国営電力公社に対して、別紙4記載のとおり勧告を行え

5 被告らは、原告当事者目録記載の原告番号A251番からO939番の原告らに対し、連帯して、各金500万円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え

6 訴訟費用は、被告らの負担とする

との判決並びに第5項について仮執行宣言を求めらる。

請 求 の 原 因

第1 当事者及び事案の概要

1 当事者

(1) 原告ら

① 原告番号A 2 5 1 番からO 9 3 9 番らは、いずれもインドネシア共和国の国民で、スマトラ島中部リアウ州バンキナン付近を流れるカンパル・カナン川及びマハット川流域に居住していた住民であって、後記コトパンジャン・ダム（以下、「本件ダム」という）の建設に伴い、居住地を強制立退させられた者である。なお、各原告が所属していた村落の従前の居住地及び立退先並びにその時期は、別紙村落一覧表記載のとおりである。

② 原告番号P 1 は、インドネシア共和国スマトラ島コトパンジャンダム貯水池周辺のスマトラゾウ、スマトラトラ、マレーバク各個体群を含む自然生態系である。それはインドネシア環境フォーラムを管理者とする法人格を有しない財団である。

スマトラゾウ、スマトラトラ、マレーバクは、いずれも本件ダム貯水流域に棲息する稀少動物であって、水域環境の変化による影響を受けやすい動物であり、本件ダム建設により絶滅の危機に瀕している。原告財団の象徴的存在である。

i スマトラゾウ【コトパンジャン地域に生息する地域個体群 (population)(ある種類の動物の集まりのこと。生態学でははっきりした群れとして認知できなくても、ある適当に決めた地域内に生息している動物のことを個体群として扱う)及びコトパンジャンからスバンガ象訓練所に収容された個体群】

スマトラゾウは、インドゾウ・セイロンゾウ・マレーゾウを含む4亜種あるアゾアゾウの1亜種である。

生息域 森林に生息し、広大な生息域を必要とする。近時、居住地域拡大のため、個体群は、分散孤立化するに至っている。

大きさ 全長5・5メートル、体重3～6トン、体高2・5～3・2メートルであり、オスはメスより約2トンほど重い。

牙はオスにだけあり、一生伸び続ける。しかし、近時、密猟

の影響により、牙なしの象が増加傾向にある。

寿命 約60～70年

成長と繁殖 性成熟するのは12～15歳だが、メスが初めて妊娠するのは、15～18歳。妊娠期間は22ヶ月くらい。授乳期間は2～3年。1産1子。出産の間隔は最短でも4年で、一生のうち、多くとも7～8頭しか出産できない。

食物 75～100種以上の食物を食べ、一日あたりの量は100～250キログラム。200リットルの水を採る。

(以上、JWCSゾウ保護基金ホームページより)

アジアゾウは、かつては、西はチグリス・ユーフラテス川流域から、東は中国南部まで、広く分布していたが、開発・密猟等の原因により甚だしく個体数が減少し、憂慮されているところ、現在、野生のアジアゾウは、インド・ネパール・中国から東南アジアまで13カ国に生息しているのみである。

アジアゾウは、国際自然保護連合（IUCN）により「絶滅危惧種」に指定されている。

(国際自然保護連合は、1948年に設立された国際的な自然保護機関であり、国家、政府機関、非政府機関で構成されている。72の国々から、107の政府機関、743の非政府機関、34の団体が会員となり(2002年1月現在)、181ヶ国からの約10,000人の科学者、専門家が、協力関係を築いている世界最大の自然保護機関。日本は1995年に国家会員になっている。本部は、スイスのグラン。絶滅のおそれのある生物種の中から、自然保護の優先順位を決定する手助けとなるレッドリストを作成している。)

ii スマトラトラ【コトパンジャン地域に生息する地域個体群】

スマトラ島だけに生息し、現存する虎の中で最も小型の虎である。

全 長 約250センチメートル

体 重 雄で100キログラム～140キログラム

雌で75キログラム～110キログラム

食 物 虎の食物は地域によって差があるが、一般的には、小さな昆虫から最大の動物まで補食することができる。平均すれば、1日に体重の約20パーセントの餌を食べる。農業に被害をもたらす猪の数のコントロールに大きな役割を果たしている。

なお、同じインドネシアに棲息していたジャワトラ・バリトラは、既に絶滅している。スマトラトラは、1985年に1000頭近くいたが、現在では、400～500頭（IUCN調べ、1998年）に半減している。

IUCNのレッドデータでは、絶滅危惧種となっている。

iii マレーバク【コトパンジャン地域に生息する地域個体群】

現存するバク4種のうち唯一アジアに棲息しており、バクの仲間では、もっとも体が大きい。

体 長 220センチメートル～250センチメートル

体 重 250キログラム～300キログラム

食 物 木の葉や草など

他のバクと異なり、黒と白のツートンカラーになっているのが特徴。熱帯雨林の森の中で母子以外単独で生活している。バクの子供は、「ウリ坊」のように体に白い縞模様がある。これは、生後3ヶ月位で消え始め、半年くらいで親と同じ退色となる。

水辺を好み、泳ぎも巧い。ミャンマー南部からマレー半島・スマトラ島に棲息している。生息数は、900～3000頭である。イスラム教徒には豚に似ているとのことで、食用にされない。スマトラ島でも国立公園に約200頭しか残っていない。IUCNのレッドデータでは絶滅危惧種に指定されている。

iv コトパンジャン貯水池周辺地域は熱帯雨林に属する地域であり、スマトラゾウ、スマトラトラ、マレーバクの他に、法律上の保護動物としてテナガザル、マレーグマ、鹿、センザンコウが生息し、他に尾長ザル、白イノシシ、サイチヨウ等の多種多様な野生生物が生息する。

本来、これら野生動物は、食物資源の多さに対応して食性も多様に分化し、それぞれの種で生息場所のすみわけや、活動時間帯のずれなどにより多様な野生動物の共存を可能にしている。また、熱帯林では風媒花をつける植物は温帯林に比して少なく、多くの植物が動物（主として昆虫）を媒介に受粉する。種子散布についても動物が重要な役割を果しており密接な動植物の相互作用が存在する。

そして、これら生物と光、温度、大気、水、土壌により構成される非生物的環境とが相互に作用し合う場として原告自然生態系が存する。

v WALHI (Wahana Lingkungan Hidup Indonesia) 通称「インドネシア環境フォーラム」) は、インドネシア全国規模の環境保護団体であって、原告財団の管理者である。

WALHI は、天然資源及び自然環境の公正かつ持続可能なマネジメントを創生することを目的として、環境問題に関心を寄せる非政府組織(NGO)、自然愛好団体(KPA) および地域社会団体のフォーラムとして設立された。

1982年10月15日、ジャカルタに拠点を置く財団となった。その目的は、1. 生活環境発展の努力における非政府団体(NGO)の役割を増進させ、このような大きな希望を全国規模で伝達してゆく。2. 社会の人々に、自らが環境を創造してゆく者であるという自覚を高め、資源利用の思慮分別のあるコントロールを進めてゆく、ことである。

常任委員会により運営され、代表者、副代表、書記、会計、役員2名による共同代表の定めを持つ(規約11条、14条1項)。

現在の共同代表は、代表者Longgena Ginting、副代表Joko Waluyo、書記Nur Hidayati、会計Anggiarini、役員Muhammad Basuki Winoto、役員Bu

di Ariantoである。

(2) 被告ら

① 被告日本国（以下、「日本国」という）は、インドネシア共和国が本件ダムを建設するにあたって、同共和国に対して、政府開発援助（以下、「ODA」という）の決定を行い、当時の海外経済協力基金（以下、「OE C F」という）に指示をして、本件ダム建設資金の円借款をなさしめたものである。

② 被告株式会社東電設計（以下、「東電設計」という）は、土木施設、建築物の設計、施工、工事監理および保守等を目的とする株式会社であって、インドネシア共和国政府及びインドネシア国営電力公社とコンサルタント契約を締結し、本件ダム建設計画の立案・遂行・監理等を行ったコンサルタント業者である。

③ 被告国際協力銀行（以下、「J B I C」という）は、日本国の輸出入若しくは海外における経済活動の促進又は国際金融秩序の安定に寄与するための貸付等並びに開発途上にある海外の地域の経済及び社会の開発又は経済の安定に寄与するための貸付等を目的とする銀行であり、1999年10月、前記OE C Fと日本輸出入銀行が合併することにより設立された。

後記のとおり、OE C F時代において、本件ダム建設にあたって、1985年、1990年、1991年の三度にわたり、インドネシア共和国政府に対し、円借款を供与している。したがって、1999年10月以前については、「OE C F」、1999年10月以降については、「J B I C」と表記することとする。

④ 被告国際協力事業団（以下、「J I C A」という）は、開発途上にある海外の地域に対する技術協力の実施並びに無償の資金供与による開発途上地域の政府に対する国の協力の実施の促進に必要な業務等を目的とする機関であり、本件ダム建設にあたって、事前調査、フイージビリティ・スタディ調査（実行可能性調査）等に関与した。

2 事案の概要

(1) 本件ダムは、インドネシア共和国スマトラ島中部に位置するリアウ州バンキナン近くのカンパル・カナン川に位置し、発電・洪水制御・灌漑・観光開発・養魚などを目的とする多目的ダムであり、高さ58メートル、堤長257.5メートルのコンクリート重力式ダムである。

(2) 本件ダムは、1979年、東電設計がプロジェクト・ファイナディングと呼ばれる援助案件探しを行い、JICAが開発調査を行うことによって、東電設計が本件ダム建設のプロジェクト全体の監理を受託し、OECFが総額で311億7000万円の借款契約を行ったうえで、1996年3月に完成され、1997年2月28日から本格的な貯水がなされた。

(3) 本件ダムの貯水池は、カンパル・カナン川とマハット川の合流地点から10キロメートル下流に位置し、地形上、バックウォーター域が広大なものとなっており、当初計画では、水没面積は、124平方キロメートルにも及ぶ予定であった。

そのため、これらの二つの川に沿って走っている国道と州道が水没するばかりではなく、多くの集落が水底に沈むとの前提で、およそ1万7000人～2万3000人の流域住民が、強制的に立ち退かされた。そして、この強制移住により、住民の伝統的生活・文化は完全に破壊され、移住先の劣悪な生活条件により、住民の生存・生活は危殆に瀕している。

また、同地域には、象・虎・バク・猿などの希少生物が生息していたところ、本件ダムの建設に伴う自然環境の破壊・生態系の破壊などにより、絶滅の危機に瀕している。

(4) 本件訴訟は、本件ダム建設により、非自発的移転を余儀なくされ、様々な被害を被った現地住民及び本件ダム貯水池周辺の自然生態系たる財団が、本件ダム建設計画の立案・遂行等を行った東電設計・JICA及び本件ダム建設の建設費用を供与した日本国・JBICらに対して、原状回復のための措置及び被った損害の賠償等を求める事案である。

第2 本訴訟の趣旨

1 はじめに

本訴訟は、従前より批判・現地住民の怒りと怨嗟の的となってきた日本のODAによる開発プロジェクトによる深刻な被害に関して、現地住民自身が主体となって、日本政府など関係諸機関の責任を追及する最初の訴訟である。

ここでは、これまで「援助」、「開発」の美名の下に、現実にはどのような事が行われてきたか、どのような事態が生み出されてきたのか、それらによっていかに深刻な被害がもたらされてきたのか、これらについての赤裸々な現実が、現地社会への経済的・社会的側面への重大な影響の点から、また自然環境に対する破壊的な影響の点から明らかになる。

本訴訟の趣旨は、まず何よりもこのような破壊を弾劾し、被害者たる現地住民を救済することにある。

また、さらには、本訴訟はODA問題に有する別の問題性をも別抉し、これを弾劾するものである。すなわち、本件の如き誤ったODAを許してきた日本のODA政策の根本的非民主主義性・非国民主権性の弾劾であり、ひいてはODAの有する深刻な財政的問題性、すなわち、

- (1) 一方での、対象国における膨大な累積債務問題と経済圧迫、およびいづれは現実化せざるを得ない債務キャンセル問題、
 - (2) 他方における、これと裏腹の、日本国における膨大な不良債権の抱え込みと財政投融资会計等の破綻の危機
- についても、これを明らかにし、ODA政策の誤謬を弾劾していくものである。

以下、これら諸点について論ずる。

2 本件ダム建設の問題性

- (1) 本件ダムの今日の惨状は、東電設計によって作成されたJICAのフィージビリティ・スタディにおいて架空の電力需要がでっち上げられたことに起因している。

フィージビリティ・スタディ報告書では、リアウ州の人口密度は23.7人／

平方キロメートルであるとしていたにもかかわらず、「急増する電力需要を賄う」ために、114メガワットの発電が必要だとしていた。その主な理由としては、将来ジャワ島からスマトラ島への「集団移住計画」が増大するにつれて電力需要が増えるとの仮説を用いていた。

しかし、「集団移住計画」には経済的・社会的・環境的な同題があることが、インドネシア内外の人権保護団体、環境保護団体などから指摘されてきた。そして、実際にも、スハルト政権の崩壊に伴って「集団移住計画」は中止されることとなった。

こうして、本件ダム建設の前提条件が崩れてしまったのである。

(2) 本件ダム建設への日本政府の円借款の供与に際しては、原告住民・インドネシアの非政府組織（以下、「NGO」という）である「インドネシア森林保全ネットワーク」、さらに日本の国会議員とNGO「地球の友」などにより、これへの融資を差し控えるよう再三再四にわたって申し入れがなされてきた。

この申し入れに際しては、もしも地元住民への電力供給ならば、5メガワット程度の小規模発電で十分で、114メガワットもの発電量が、なぜに必要なのかとの疑問が提起された。また、「電力の大口需要は何か」との問い掛けもなされた。

しかし、JICA・OECD・外務省はいずれも、こうした問いかけに答えることができなかった。それにもかかわらず、外務省は「リアウ州および西スマトラ州における電力需要増に対処するため」との理由を付けて、円借款の供与を強行してしまった。

この融資強行の真の理由は、スハルト政権への迎合にあったと見るほかない。そもそも本件ダム建設計画は、1979年に東電設計によって打ち出されたのであるが、それ以来久しく棚上げ状態になっていた。しかし、本件ダム建設計画は、1990年になって突然に動き出した。その理由は、スハルト・ファミリーが、シナルマス・グループ、サリム・グループなどの華僑系財閥とタイアップしてスマトラ島、特にリアウ州で油ヤシ、ゴム、大豆などの農園を造成して、

さらに、農園加工業の育成を計画し、その加工用電力を必要としたためであった。

そのことは、コトパンジャン現地において本件ダム建設の推進役を演じた当時のリアウ州知事スエリプトが、スハルト・ファミリーの利益を実現するために、スハルトによって、リアウ州に派遣された国内大使であり、「パーム油工場、・・・合板、その他河川基盤産業を発展可能とするためには、地域社会が犠牲にならない」¹と発言していることから、明らかである。

また、このダム建設そのものがスハルト一族のファミリー・ビジネスのためのものであった。たとえば、ダム建設に際して、付け替え道路の建設を受注したのは、スハルトの長女トゥットウットの営む会社と彼女の夫インドラ・ルクマナ・コワラの営む会社であった。

しかし、スハルト政権が崩壊した今日では、ファミリー・ビジネスそのものが頓挫し、電力の大口需要は無くなってしまったのである。

(3) 本件ダムは、予定された電力の大口需要が無くなってしまった上に、今日、水位低下という深刻な問題に直面している。ダム貯水池に水が溜まらないのは、湖底に存在する断層ないしは染み込み穴を通じて水漏れ現象が生じているためと見られる。要するに、本件ダムは、欠陥ダムなのである。

このような水位低下のために、予定された114メガワットの発電ができない。ダム関係者の話では、17メガワットしか発電できていないとのことである。実際にも、2002年2月24日～3月9日には、雨季の真っ最中であるにもかかわらず、夜11時から4時間の停電措置が講じられた。

(4) 本件ダムは、今日、文字通り「白象プロジェクト」(white elephant project)、つまり「無用の長物」と化している。このような存在意義を失ったダムは、撤去されるのが妥当であると言うほかない。

しかし、インドネシア共和国政府は、こうした措置を講ずることなく、114メガワットの電力が生産されているとの虚言を繰り返してきている。また、JBICと外務省は、現在、この「無用の長物」への公金支出を正当化するために、

「民生用電力の供給に貢献している」と言い出している。

しかし、この言い訳は通用しない。民生用であるならば、単に送電幹線ばかりでなく、町村に至るまでの送電支線が張り巡らされなければならない。しかし、これまでに建設されてきているのは、パダン・ブキティンギ・バンキナン・プカンバル・ドマイを結ぶ送電幹線だけである。これに接続して町や村に送電する支線網は建設されていないのである。

本件ダム建設が民生用電力の確保を主要な目的としたものでなかったことは、バルン村を眺めてみれば一目瞭然である。この村は、本件ダム貯水池のために陸の孤島の状態に置かれたばかりでなく、未だに送電線が敷設されていないのである。

(5) 本件ダムは、発電収益の見通しが立たないことから、その建設コストを回収することができない。インドネシア国営電力公社は、現在、巨額の債務を抱え、事実上倒産状態にあるのであるが、その一因は、本件ダムにもあるのである。現状では、本件ダムへのOECD融資によって作り出された債務の返済は不可能である。「海外経済協力基金法」(1960年12月27日公布)の第21条第1項第2号では「その開発事業に係る事業計画の内容が適切であり、その達成の見込みがあると認められる場合」に融資することができると定めていた。本件ダムへの融資は、明らかにこの規定に違背しており、また資金の回収の目処も立っていないのである。

(6) 本件ダムは、その当初計画がずさんであったために、単に114メガワットの発電目的が達成されていないばかりでなく、現地社会と住民に対しても多大の悪影響を及ぼした。

本件ダム建設のために、はたしてどれだけの住民移転が必要であったのかという基本的な事柄でさえも、未だにはっきりしていないのである。フィージビリティ・スタディでは、立ち退き者数として1万3907人という数字が掲げられていた。これは、東電設計が、このプロジェクトを「優良案件」として位置づけるために、つまりこのプロジェクトの社会的影響を少なく見せるために、移転者数を過少評価したためであった。これに対して、融資当時、1991年4月、外務省は、住民移転者数と

して「約2万2000人」という数字を提示した。しかし、奇妙なことに、1994年4月に現地訪問した在インドネシア日本大使館総括参事官の目賀田周一郎は「約1万7000人」と報告した。この点、当時の現地紙では、2万3000人と報じられた。そのいずれが正しいのか、最も基本的な事柄でさえも、未だにはっきりしないのである。

このように、実際の住民立ち退き者数でさえも不明確なのは、一つには、インドネシア共和国政府が事前にしっかりとした人口調査を実施しなかったためと思われるが、もう一つには、東電設計が、このような不正確な情報に依拠したためである。その結果、立ち退き補償問題に大きな混乱が生ずることとなった。

東電設計のずさん調査はまた、予定外の人々に冠水被害をもたらすこととなった。フィージビリティ・スタディ報告書では、タンジュン村とパンカラン・コト・バル郡への冠水影響については何ら触れられていなかった。しかし、実際には、これらの地域は、ダム貯水池の造成により冠水影響を受けることとなった。タンジュン村では、ダム貯水池の造成により、45戸が水没した。これらの水没世帯への補償金は現実には移転住民には支払われず、代替地でさえも用意されなかった。また、350世帯が、一時的に冠水被害を被った。そのため、これらの世帯は、将来的な冠水の恐れを避けるために、高台に移転せざるを得なかった。しかし、この移転については何らの補償もなされなかった。また、パンカラン・コト・バル郡の場合にも、ダム貯水池の造成の悪影響を受けている。特に雨期にダム貯水池の水位が高まる際には、この地区の10ヵ村が冠水被害を受ける。

(7) 本件ダムの建設により立ち退き対象となったのは、ミナンカバウ系社会の人々であった。この社会の人々は、イスラム教を奉じ、母系制社会を形成している。村落の中心には、モスクとルマ・ガタン（「大きな家」の意味）がある。ルマ・ガタンでは、村落共同体の人々の集会が開かれたり、結婚式や葬儀などの行事も催されたりする。

ミナンカバウ系社会の土地所有の形態は、私有財産制度ではなく、集団土地所

有制度である。この点で特徴的なのが、慣習的共有地(ウラヤット地)の存在である。ウラヤット地は、先祖伝来の入会地で、村落共同体全体の利用に供せられる。通常は森林として残され、ゴムの木が植えられる。その収益は、村落行事に充てられる。また、新規カップルが誕生する場合には、この土地の一部が割り当てられる。

しかし、フィージビリティ・スタディ報告書では、こうしたミナンカバウ社会の特色には何ら配慮されなかった。そして、立ち退き住民は、ジャワ島からの移住者と同様に扱われることが提言されていた。このような取り扱われ方には、現地住民は、相当に抵抗した。しかし、スハルト政権は、現地に軍隊を駐留させて、こうした住民の抵抗を押しえ込んでしまった。その結果、住民は、2ヘクタールの油ヤシ農園ないしはゴム園に非自発的に移転させられた。移住地には、ウラヤット地もなければ、ルマ・ガタンもない。そのため、新世帯に割り当てられるべき土地の余裕もない。

また、政府によって提供された住宅は、ミナンカバウ系社会の伝統的建築様式である高床式の家屋ではなく、土間形式の粗末な木造住宅（縦6メートル、横6メートル）である。住民に言わせれば「これでは、まるでヤギ小屋である」というのである。しかも、ポンカイ・バル村、タンジュン・アライ村など、幾つかの移住地では、家屋の屋根は、アスベスト製である。健康への配慮さえもなされていないのである。

さらに、住民の意思を無視して政府によって建設されたお座なりのモスクは、住民によって忌み嫌われている。例えばポンカイ・バル村では、モスクの方向が間違っているとして、その隣に住民の浄財で新たなモスクが建設された。また、リンボ・ダタ第2村では、政府によって建設されたモスクが住民を収容し切れないとして、その隣に住民の手によって新たなモスクが建設された。

このような移住地の状況は、ミナンカバウ系社会の独自性の否定そのものである。立ち退き住民の社会的・文化的独自性を無視して、「援助」の名において、

「エスノサイド」(民族絶滅)―これは、「エスニック」(民族的)と「ジェノサイド」(集団殺害)の合成語である―の行為が行われてきているのである。

(8) 移住地では、ミナンカバウ系社会の伝統・文化が無視されているだけではない。住民には、生活手段も用意されていないのである。特にダム貯水池の周辺の移住地のゴム園では、政府によって約束されたゴムの木は、ほとんど植えられておらず、住民は、深刻な収入難に直面している。

このような事態が発生したのは、政府役人と請負企業の汚職のためである。つまり、ゴムの苗木を植える費用までもが、政府役人と請負企業のポケットに消えてしまったためと見られている。

1997年2月28日の貯水開始の時点では、住民の相当数が、立ち退き補償金を受け取っておらず、また移住地においてはゴムの苗木でさえも植えられていないことは、公知の事実であった。それ故、本件ダム建設のプロジェクト監理を受注した東電設計は、補償問題が片付くまで、またゴム樹液が採取できるようになるまで、貯水を延期することをインドネシア共和国政府に提言すべきであった。また、資金提供者のOECD、さらに外務省も、貯水を見合わせるよう進言すべきであった。

しかしながら、東電設計・OECD・外務省のいずれも、このような態度を採らなかった。そのため、インドネシア共和国政府は、日本側の懈怠に乗じて、住民が移転した途端に生活難に陥ることを承知の上で、ダム貯水池に水を張り出してしまったのである。これは、まさに「緩やかな形でのジェノサイド」とも言い得る行為であった。

(9) 日本のODA絡みで人権侵害問題が繰り返されてきているのは、一つには、先住民、少数民族などの社会的弱者に対する人権配慮基準がないことに起因している。もう一つには、「援助」プロジェクトに対する現地住民やNGO、さらにはタックスペイヤーなどの異議申し立ての声を吸い上げる制度が設けられていないことに起因している。

人権配慮基準という点では、JICAもOECF(JBIC)も、未だに「先住民ガイドライン」と「非自発的移住ガイドライン」を策定していない。そのために、ODAプロジェクトによる先住民の生活基盤の破壊とか、現地住民の強制立ち退きとかの人権侵害の問題が頻発してきているのである。

しかも、日本のODAにおいては、現地住民なりNGOなりによる異議申し立てのメカニズムが設けられていない。世界銀行は、1993年に、「調査パネル」を設立した。これは、世界銀行融資プロジェクトによって被害を受ける住民が、環境・先住民・非自発的移住ガイドラインなどの業務指針の違反を、世界銀行に対して申し立てることのできる制度で、言わば被害住民の駆け込み寺ともいうべきものである。同様に、アジア開発銀行も、1996年に、「調査政策」を採用し、パネル制度を発足させた。これらの制度は、必ずしも十全なものではなく、運営上の種々の問題点が存している。しかしながら、日本のODAには、このような制度でさえも設けられていないのである。

このような先住民・非自発的移住ガイドラインや調査パネルを設ける代わりに、OECFは、住民移転問題に関しては、1989年10月に策定された「OECF環境ガイドライン」(初版)のうちにおいて、次のような一項を掲げるだけで、お茶を濁してきた。

「水没によって移転を余儀無くされる住民の生活状況等について検討され、所要の措置が講じられる必要がある。」

ここには、ダム建設プロジェクトにおいて、非自発的移住を伴う場合には「援助」を行わないという基本姿勢すら明示されていない。また、先住民、少数民族などの社会的弱者への配慮についても触れられていない。さらに、「土地には土地を」の原則も掲げられていない。

こうして、住民移転問題については、日本政府は、それが「援助」受け入れ国の国内問題であるとの言い訳をすることにより、ODAプロジェクト絡みの強制移住などの人権侵害の問題を見て見ぬ振りをしてきたのである。本件ダム建設プ

プロジェクトの場合にも、外務省経済協力局長の川上隆朗は、国会答弁において、「すぐれて相手国政府の内政上の問題」とであるという言い逃れをした。しかし、本件ダムの場合には、新機軸が導入されたことも事実である。日本政府は、インドへのナルマダ・ダム融資問題やインドネシアへのクドゥン・オンボ・ダム融資問題で味わった苦い経験を考慮して、本件ダムに関しては、円借款の支出のための前提条件として、3つの条件の充足をインドネシア共和国政府に求めたのである。この3条件については、日本国内では公表されなかったのであるが、インドネシアのジャーナリズムでは、次のような内容であると報じられた。①各々の世帯から移転同意を取り付けること、②各々の世帯から補償同意を取り付けること、⑧環境問題に配慮すること、特にスマトラ象の移転地を確保すべきこと。

「援助」受け入れ国に対してこのような条件づけが行われたのは、日本の「援助」実行の歴史の上からは初めてのことであった。他方において、これらの3条件は、インドネシア側では、円借款支出のための前提条件として受け取られた。そのため、インドネシア共和国政府は、住民「同意」が得られたということを取り繕うために、種々の画策を行った。

他方において、日本政府は、こうしたインドネシア側の姑息なやり方をバックアップするために、前記の3つの要求事項が、「条件」ではなく、単なる「要請」にすぎないと言い出した。こうして、折角の新機軸も、實際上骨抜きにされてしまったのである。

(10) 3条件は、単に住民「同意」という点ばかりでなく、環境配慮の点でも骨抜きにされてしまった。また、この点でも、OECD環境ガイドラインは、ほとんど遵守されなかった。OECD環境ガイドラインでは、「水力発電」の項目において、「施設の設置及び利用による生態系への影響」と題して、次のような規定が掲げられている。

「アクセス道路、ダム等の工作物の設置、貯水池の水質の悪化、下流流量の減少などによる集水域全体における主要及び貴重な魚類、動物、

植物への影響等について検討され、植生保全計画、緑化計画、貴重種の保全計画等の策定、維持放流量設定等の措置が講じられる必要がある。」

この規定は、旧態依然たる考え方の上に立っており、ダム建設そのものが、自然生態系の破壊（平たく言えば、「川殺し」）であるという発想の上には立っていない。そのため、「維持放流量設定」というような古臭い配慮基準が掲げられている。この点はともかくとして、この規定に照らしてみても、本件ダムの場合には、この規定そのものに違背する形で貯水が行われた。

まず第一に指摘しなければならないのは、樹木を取り除かないままに貯水が行われた点である。このような行為が、「貯水池の水質の悪化」を招くことは明らかである。そのため、現在では、貯水池に残された樹木が腐食して、水質悪化が進行しており、富栄養化現象が加速されている。すでに魚類の大量死という問題も発生している。

第二に、これらの樹木の残った浅水域は、ボウフラの恰好の生息環境を作り出している。この点でも、OECF環境ガイドラインの違反問題が生じている。なぜなら、同ガイドラインでは、「マラリア等の虫及び水を媒介とする病気の発生」と題して、次のように定められているからである。

「ダム等工作物の設置地域の病気のなかで、貯水池等の設置により病気の発生が著しく助長される可能性があるものについて検討され、必要に応じて予防計画等が策定される必要がある。」

本件ダムの建設にあたっては、マラリアなどの水関連の疾病の発生可能性について「検討」された形跡もないし、また「予防計画」も策定されなかった。このように、ガイドラインの規定そのものが遵守されていない。そのため、ダム貯水池周辺の移住地では、今後、マラリアの大量発生が懸念されるところである。

第三に、スマトラ象については「移転計画」が策定されたことは確かである。しかし、この「移転計画」は、当初計画通りには実施されなかった。当初、インドネシア森林省としては、40頭の象の捕獲を勧告した。しかし、実際には36頭（1頭

は、捕獲時に死亡)しか捕獲されなかった。その理由は、インドネシア国営電力公社による捕獲予算が十分でなかったために、残りの象の捕獲が断念されたのである。

こうしたことから、これらの残存の象は、その他の群れと一緒に、現在18～24頭の群れを形成している。これらの象は、生息環境を奪われてしまったために、移住民の田畑を荒らし回っている。住民の話では、威嚇のために、やむをえず1頭を射殺したとのことである。

このことは、「移転計画」が、いかにお座なりのもので、またずさんなものであったのかを例証している。また、世界自然保護基金(WWF)インドネシアは、捕獲された象の大多数は、すでに死亡してしまったと見ている。その理由は、一つには、捕獲の際の麻酔銃の傷痕ないしは移動中の鎖による傷痕が化膿して、それが原因で感染症に罹ってしまったためである。もう一つには、捕獲された象は、当初移転が予定されたギアム・シアック・クチル動物保護区にではなく、訓練センターに移転されたために、そこでは十分な餌が与えられず、餓死してしまったと見られているためである。

第四に、OECD環境ガイドラインでは「主要及び貴重な魚類、動物、植物への影響」が検討され、また「貴重種の保全計画」が策定される必要があると定められているのであるが、このような措置は講じられなかった。そのため、熱帯動植物の宝庫が、無為のままに消失させられてしまった。

また、スマトラ象を除いては、「動物救出作戦」でさえも講じられなかった。貯水により、スマトラ虎、バク、マレー熊、猿などの動物は、一時は島状に残された土地に避難した。しかし、そこでは餌が得られないために、ほとんどが餓死してしまった。

第五に、OECD環境ガイドラインでは「植生保全計画」と「緑化計画」が策定される必要があるとしているのであるが、本件ダムの場合には、このような計画は策定されていない。それどころか、集水域では、大がかりな森林伐採が続けられており、またダム貯水池周辺では、移住地とゴム園の造成のために広範囲にわたって植生

が剥ぎ取られてきている。そのため、貯水池への土砂の流入が加速されている。このままでは、ダム貯水池の寿命は、短期のものとならざるを得ないであろう。

第六に、ダム貯水池における堆砂問題が深刻化する一方で、ダム下流域では河川生態系の破壊という問題が発生している。奇妙なことに、OECD環境ガイドラインでは、ダム下流域への環境影響については、それへの配慮事項として掲げられているのは、「下流流量の減少」のみである。このような観点から、OECD環境ガイドラインでは、「他の下流水利用への影響」と題して、以下のように定めている。

「ダム及び発電所の運用計画が、下流の灌漑、上水、漁業等の水利用に支障を及ぼすことがないように所要の維持流量を放流する計画である必要がある。」

ここでは、単に利水という観点からの「維持流量の放流」という考え方が掲げられているにすぎない。しかし、河川生態学的な観点からは、一定の維持流量を単に放流するだけでは不十分であるばかりでなく、かえって生態系環境の破壊となってしまう。なぜなら、寒帯・温帯では、雪解けに合わせて、すべての生物の活動が始まり、また熱帯では、雨季と乾季に応じて、生物の営みには違いが生じるのであって、そうした自然界のメカニズムに応じた形での放流が考えられなければならないからである。こうした観点から、アメリカのグレン・キャニオン・ダムでは、雪解けに合わせた放流実験が実施されてきている。

OECD環境ガイドラインには、このような視点が欠如しているために、本件ダムの場合には、下流域の河川生態系への環境影響については、何らの考慮も払われていない。また、OECD環境ガイドラインで掲げられている下流域での「漁業」に対する影響についても、この問題が考慮に容れられた形跡すらない。

第七に、OECD環境ガイドラインでは、堆砂問題に対する配慮が重視されていないばかりでなく、それが、ダム下流域に対して及ぼす環境影響、特に土壌の肥沃度の低下の問題については、ダム建設にあたっての配慮事項とされていない。そのため、本件ダムへの融資にあたっては、この問題は、考慮の対象とはされなかった。ダ

ム下流域では、有機栄養分を含んだ水が流れてこないために、土地の肥沃度は、年々低下していくことは避けられないのであるが、このような問題は、全くに無視されてしまっているのである。

第八に、社会環境への配慮という点でも、本件ダムの場合には、OECD環境ガイドラインそのものが、単なる飾り物にすぎないことを浮き彫りにしている。この点については、OECD環境ガイドラインでは、「施設の設置による歴史的・文化的遺産への影響」と題して、次のように定められている。

「重要な歴史的・文化的遺産に損傷を与えるような場所を事業予定地としないよう配慮される必要がある。かかる場所を事業予定地とせざるを得ない場合、工事工程、予算の変更を含めた保全措置が講じられる必要がある。」

水没させられた村々には、ミナンカバウ系社会の歴史的・文化的遺跡が数多く遺されていた。歴史的に由緒のあるモスクのほかにも、宗教的偉人の名を冠した共同墓地も存していた。また、ムアラ・タクス仏教寺院の周辺には未だに発掘されていない数多くの歴史的・文化的遺跡が眠っていた。こうした状況に照らしてみるならば、このような場所を「事業予定地としない」というのが、環境ガイドラインから導き出される論理必然の帰結であるべきはずであった。しかし、OECDは、このような結論を下すことなく、寺院周辺に堤防を建設するという「保全措置」を講ずるとの理由をつけて、融資に踏み切ってしまった。

ところが、奇妙なことに、現在、この堤防は、どこにも見当たらない。貴重な歴史的・文化的遺跡を発掘調査も行わないままに水没させてしまったばかりではなく、寺院の「保全措置」として講じたとされる堤防の構築も、実は嘘であったのである。

以上の点を眺めただけでも、OECD環境ガイドラインが内容的にはお粗末極まりない上に、そのようなガイドラインでさえも遵守されてきていないことを知ることができる。本件ダム建設プロジェクトの場合には、OECD環境ガイドラインの不遵守が歴然としているにもかかわらず、融資が実施され、また貯水が行われてしまっ

たのである。その間に、ガイドライン違反行為の矯正措置は、何ら講じられなかったのである。

3 財政上の問題性に対する弾劾

(1) 日本国のODAにあつては、「援助」案件の内容決定・実施の過程等において、主権者であり納税者である国民の参加の機会は、ほとんど全く保障されていない。また、ODAの対象である被援助国にあつても、最も大きな影響を受ける援助実施地域の住民の参加は、ほとんど考慮されてこなかった。むしろ強権的に抑え付けられてきた。日本国の「援助」の受け入れ国であるインドネシア共和国（1999年には支出純額ベースで16億583万ドルであり、日本の二国間ODA供与総額の1位を占めている）では、スハルト政権の下においては、とりわけ住民の意向は顧慮されることはなく、日本国もこの事情を知りながら「援助」を続けてきた。

(2) これら日本国の「援助」は一般民衆の声を反映したものではなく、時には、独裁・腐敗政権の延命を支援する役割を果たしてきている。そして、これらの独裁・腐敗政権は、援助国の開発実施主体である政府・援助実施者・時には有力政治家などの利益を満たすためにすら援助を利用してきた。そのために、被援助国においては、上記にとどまらず、被援助国住民のあいだに悲劇的な状況すら発生している。

(3) 他方、今日、インドネシア共和国等に象徴されるように、こうした日本国などの援助国、さらには世界銀行・アジア開発銀行などの国際金融機関からの「援助」を受けてきた国々は、軒並み深刻な債務累積に直面している。これらの国々の債務返済能力は十分なものではなく、今度とも返済できる見通しはないといわれている。

(4) 他方において、援助国たる日本国においては、JBICのODA貸付残高は膨大な額に達し、回収不能までに高まっている。JBICのODA貸付残高は、すでに11兆円を超えており、これら全てが返済不能というわけではないが、そのかなりの額は「不良債権化」しつつあるとされている。

(5) このため、現在、この膨大な国際的公的不良債権をどのように取り扱うかについて、援助国側・被援助国双方において深刻な矛盾が生じている。

すなわち、一方において、被援助国側では、この膨大な債務を抱えたままでは経済を立て直すことは不可能である。他方において、援助国たる日本国側では、かかる債務をキャンセルすれば、財政投融资資金からの借入に対する返済ができず、郵便貯金の原資や国民年金などが支払えなくなってしまうおそれがあるからである。

(6) 今日、開発途上国の人々のあいだでは「独裁政権ないしは腐敗政権が納税者の声を圧殺しつつ強行した『開発』政策の過程で背負った対外債務は、これを返済する必要がない。」との主張が強まっている。

本件に典型的なように、インドネシア共和国のスハルト大統領などの独裁・腐敗政権は、公益を標榜する「経済開発」を装いつつ、私益を満たすために援助資金を利用したのは広く知られるところである。たとえば、アメリカのノースウェスタン大学のジェフリー・ウィンターズ助教授は、世界銀行の内部調査文書をもとに、スハルト時代に世界銀行貸付額の3分の1にあたる100億ドルが「犯罪的債務」（公的融資が官僚や権力者の財界クローニーによって盗まれるか、あるいは有力者の犯罪的行為によって甚大な被害を受けた経済を救済するために債務が生じ、当該社会が不当にも負わざるを得なくなった返済負担）に関係しているとの推定を公表している。

インドネシア共和国内部にあっても、民主化の過程において、NGO・労働者・農民・漁民・先住民族などの広範な連合体「反債務連盟（KAU）」が結成されるなど（2000年）、これらに対する批判が広汎に進められようとしてきている。こうした政権が、社会的にも環境的にも「破壊的な開発」を実施することにより累積させた膨大な対外的債務について、その相談にもあずからなかったどころか、その声を強権的に封じられてきた納税者や住民が、増税や経済圧迫によってこれを背負わされるというのは、全く理不尽なことであって、債務キャンセルの声が高まってくることは当然の事理である（ODAの被害者である本件の原告自身、キャンセルの要求を強くなしている）。

(7) 日本国は、現在、このような主張が外交問題として表面化しないようにするために、国際通貨基金や世界銀行と手を携え、債務返済に苦しむ被援助国政府に対して、さらにODAを供与し、あるいは債務繰り延べ措置をとることによって、当座の困難を乗り切ろうとしている。しかし、当然にも、このようなODAの追加供与がこれらの国々の債務累積をさらに加速させ、矛盾をさらに深刻化させている。

(8) このように日本国は、矛盾の顕在化をおそれて、これを表面上糊塗することによって、さらに矛盾を深刻化させてしまっているのであるが、例えばパキスタンのムシャラフ政権のように、債務キャンセルの意思表示をなしたと伝えられている被援助国も出てきている。報じられるところによれば、2001年10月17日、ムシャラフ大統領は、小泉首相に対して、約50億ドルの債務帳消しを要請したとのことである。ムシャラフ政権は、日本国のテロ防止国際支援の表明に便乗して、過去の債務を帳消しにするよう求めたのである。これに応ずれば、その他の国々が、これに追随して、債務キャンセルを要求するようになるのは必至であり、これまで隠蔽されてきた矛盾は、一挙に具現化するであろう。

(9) しかし、軍事独裁政権の債務がキャンセルされたところで、軍事政権の体質が変わることは期待できないばかりか、さらなる軍事化に予算が使われる可能性がある。それ故、独裁・腐敗政権の債務がキャンセルされても、その国の国民の負担が消えるわけではない。

だが一方においては、民衆の利益を実現しようとする民主政権が、前政権から承継させられた累積債務を、どのように取り扱うかということは、真剣に顧慮されなければならない。その様な政権が登場してくる場合、それまでの独裁・腐敗政権が特定の利権集団と結びついて作り出したところの、民衆の利益とは無縁の不当・不正な債務については、その支払を拒否するという主張が持ち出されてくる可能性が高い。その際に、そのような要求に対して、どのように対応するかが問われているのである。

(10) 長期的に見れば、こうした民衆の声を重視する政権が登場すれば、債務キャン

セルないし一部キャンセルが、外交ルートの俎上にのぼってくる可能性は十分にあり得る。

しかし、その際にも日本国は、なお、独裁・腐敗政権へのODA供与を正当化し、また援助が特定集団の私的利益実現に傾くことをさほど深刻に考えないできたJICAやJBICの「援助」活動を弁護し続けるのであろうか。

インドネシア共和国政府にあっては、現在、一般国民はスハルト政権が作り出した膨大な債務負担に喘いでいる。すでにこれらの人々の間では「スハルト政権が、ファミリー・ビジネスや特定の利益集団の利益のために借り入れた債務については、そんなものが支払う必要はない」との声が、広汎に上がってきている。日本国・外務省等は、ODAに関連して生じる問題は、相手国内部の問題として、敢えて知って知らぬ顔をしながら、貸金を増やし続けてきたのであるが、今後そのように言って済ませることは許されない状況が、現実のものとなってくるのである（なお、日本国が問題性の存在を自覚しながらも、相手国政府と癒着しつつ「援助」を増やし続けたことには、後述するとおり、「援助」の構造自体が、日本側の関係企業などの権益と不可分に結びついているという、基本的問題性が根本理由として存在している。まさにここにこそ

「援助しながら怨まれる」

というODA本来の趣旨とはほど遠い、日本のODAの現実の根拠が存しているのである。

4 小括

(1) 本件ダムは、東電設計がプロジェクト・ファイナディングにより援助案件策定を行い、JICAがフィージビリティ・スタディを行い（実際は、東電設計が受注した）、JBICが総額で311億7700万円の借款契約を締結したプロジェクトである。

本件ダム建設は、まさにスハルト政権下で象徴的な「上から」の上意下達的プロジェクトそのものであり、住民の意向は全く顧慮されなかった。それどころ

か強権的に抑圧され、プロジェクトは推進された。このプロジェクトでは、2万3000人もの人々が、先祖伝来の土地を追われ、「開発難民」ともいうべき状況に追いやられた。また、スマトラ象・スマトラ虎をはじめとした世界的に稀少な野生生物が絶滅の危機に瀕している。

(2) このため現地では、今日、これら「開発」によって生活を破壊され生存の危機に直面させられている人々を中心に、本件ダム撤去要求の聲が高まってきている。関係村落から挙村的に提起された本件訴訟は、現地住民にとっては、強制移住・自然環境破壊・生活環境破壊などの悲惨な損害をもたらした本件ダムの原状回復すなわち本件ダム撤去の問題であり、まさしく、本訴訟は、第一義的には、この本件ダムによって生じた損害の回復及び賠償を求めるものである。

そして、同時に、本訴訟は、インドネシア共和国の人々にとっては、スハルト政権下における不明瞭で一方的な援助のあり方を問う象徴的なケースであり、インドネシア国民の声に耳を傾けることなく借り入れられた円借款のキャンセル問題であるともいえる。

さらに、日本国民にとっては、本訴訟は、日本のODAのあり方を根源的に問う、その端緒としての意義を有しているものである（なお、内外の批判何よりも現地の声に耳を傾けることなく、本件ダム建設計画を強行した、当時の外務省の当局者をはじめとする関係者は、その責任を厳しく追及されなければならない）。

第3 本訴訟の前提問題～ODAについて

1 ODA（政府開発援助）

(1) 開発途上国の経済発展を支援することは「経済協力」と呼ばれているが、経済協力のための資金供与のうち、次の3つの条件を満たしている資金供与の類型がODAである。

i 政府ないし政府の実施機関によって供与されるものであること

- ii 開発途上国の経済開発や福祉の向上に寄与することを主たる目的としていること
- iii 資金供与については、その供与条件が開発途上国にとって重い負担にならないようになっており、返済期間や利率等の融資条件の緩和度を示す指標（グラント・エレメント）が25パーセント以上であること。

日本のODAは1991年以来10年連続世界一の規模となり、毎年約1兆円（2002年度予算9106億円）がODA予算として使われている。

(2) ODAの形態

ODAは、資金の流れから2国間援助と多国間援助（国際機関に対する出資・拠出等）に分けられる。2国間援助は円借款（有償資金協力）と贈与（無償資金協力、技術協力）の二つの形態に分類される。日本の援助の特徴は、ODAに占めるこの円借款の比率の高さ（ODA予算中51.3パーセント／200年度）にある。

(3) 実施体制

無償資金協力と技術協力は主にJICAが、円借款は現在JBICが実施している。

(4) 円借款

円借款は、JBICが途上国政府およびその政府機関等に貸し付けを行うもので、その融資残高は約1.1兆円にのぼる（2000年度実績）。借款の財源は、

- i 税金や国債などが財源の一般会計からの出資金
- ii 財政投融资制度からの借入金
- iii 自己資金等

から構成されているが、その主な財源は、郵便貯金や国民年金などの資金からなる財政投融资制度からの借入金である。

円借款は、プロジェクト・タイプとノン・プロジェクト・タイプ（商品借款、構造調整借款等）に分類されるが、前者の内、プロジェクトに必要な設備、機材、土木工事、コンサルティング・サービスなどに必要な資金を融資する「プロジェ

クト借款」が円借款の主要な形態である。前者にはまた、プロジェクト形成のための「エンジニアリング・サービス借款」も含まれる。

(5) 円借款プロジェクトの実施過程

円借款の実施（プロジェクト・サイクル）は大きく、次の6つのプロセスからなる。

① プロジェクト準備

途上国政府がプロジェクトを決定するとされているが、実際には、日本側企業（プロジェクト・ファインディング業者、本件では東電設計がこれに該当する）が有望案件を発掘して途上国政府側に提案をし、途上国政府からの要請を受けて、JICAが無償技術協力として「フィージビリティ・スタディ」とよばれる実行可能性調査を行い（実際には、東電設計のような開発コンサルタント会社に委託される）。

② 要請

途上国政府による円借款の正式要請

③ 検討・審査

上記フィージビリティ・スタディがJICAにおいて審査され、その後、4省庁（旧外務・旧大蔵・旧通産・旧経企庁）とJBICにおいて検討される。そののち、これら5者合同による「政府勉強会」が開催され、政府ミッションおよびJBIC審査ミッションが現地に派遣される。

④ 借款の決定

上記各ミッションの報告を「政府勉強会」で検討し、当時は、外務・大蔵・通産・経企庁らの4省庁協議により、借款供与が決定（政府は、JBICの審査結果を受けて、供与額・条件を決定する）される。

そして、日本国と途上国政府が「交換公文」を締結し、これを受けてJBICと借入国の間で借款契約が締結される

⑤ プロジェクトの実施

借入国政府が資機材・土木工事・エンジニアリング・サービスなどの競争

入札を実施し、エンジニアリング・サービス業者が決定される。そして、エンジニアリング・サービス業者がフィージビリティ・スタディの見直しや詳細設計を行い、入札書類を作成し、これを経て、各業者と現地政府が契約を結ぶ。そして、具体的工事が行われる。

⑥ 完成／事後評価

2 日本国のODAの問題性

(1) 以上が日本国の行っているODAの構造である。

しかし、ここには、以下の如き問題性が存在していることが従前から指摘され続けている。にもかかわらず、日本国はこれらを改善しようとしないうちに現在に至っている。

その結果、本件の如き大きな問題が不可避免的に生じてしまっているのである（なお、数々の問題点を指摘されているODA案件は本件にとどまらない）。

(2) 問題点

① 「ODA基本法」が存在していない

ODA関連予算は、毎年度1兆円を超えるほどの巨額の財政費用である。本来であれば、恒常的にこのような巨額の支出を伴う政策については、その主体・決定手続・運用手続・成果検証などについて詳細に定めたところの基本法規が必須である。

しかるに、日本国は、各界からの指摘・要求にも関わらず、これの立法を行わないままに現在に至っている。

② 国会の不関与

「ODA基本法」の不存在は、まず国会の不関与という大きな問題性として顕れている。

すなわち、ODAは、本件にも明らかな如く、巨額の財政支出を伴い、かつ相手国の経済・社会等にも大きな影響を必然的に与える。このように重大な政策の決定については、当然に「国権の最高機関」たる国会が関与し、ここでの十分

な議論を経てなされるべきである。

しかるに、現状では、ODAの予算総額について国会で議論されるけれども、その用途については国会で議論されるようなことは殆どなく、政府がこれを決定し、運用しているのが実態であり、国会に対する報告義務すらない。結局、これほどの大きな政策でありながら、国会は、一貫してノータッチであり、これをしかるべくコントロールするための正当な権限を与えられていないのである（本件では、あまりに問題性が大きかったため、1990年以降例外的に国会で一定の議論がなされた。しかし、政府は、資料も不十分にしか出さず、また具体的詳細にわたった議論もなされていなかった。法律が政府に対してこれらを義務づけていないためである）。

③ 情報の不開示

上記のとおり、「ODA基本法」に羈束される構造になっていない日本国において、ODAについては、その決定・運用などについて、国会での議論を法的に義務づけられていないため、甚だしい秘密主義をとっている。そのため、個々のODAにおいては具体的に何が行われようとしているのかについては、関係者以外、国民の誰にもなかなか解らない。

そのため、政府・関係企業等が作成した書面などに基づいた厳密な政策論議・学問的論議がなかなか成立せず、政策的批判が著しく困難であるのが実情である。

これは、直ちに政策の客観的正確性・公正性・有効性等の担保の不存在という致命的な欠陥として顕れざるを得ないのである（今次のいわゆる「ムネオ問題」も広義におけるODAに関連する問題である）。

④ 責任主体の曖昧性

「ODA基本法」の不存在は、また、政策決定・運用についての責任主体の曖昧性という問題をも惹起している。

すなわち、前記のとおり、各個別のODAについては、関係省庁間の「勉強

会」なる論議により検討が進められ、これを閣議が承認して決定される。

結局、政府部内で個々のODAについて総合的かつ具体的に責任を担う主体がどこなのか、誰なのか曖昧なまま、その時々状況によって、便宜主義的に決定されてきているのが実情なのである。

⑤ 公正・客観的な評価システムの不存在

ODAは、巨額の資金が投入され、対象国・地域・国民の経済・社会に対して大きな影響を及ぼす重大な政策である。

したがって、各個別のODAについては、それが果たしてODAの基本的趣旨・理念に沿ったものとして所期の目的を達成できたのかという評価作業が豊富かつ正確な資料に基づき、そして何よりも公正・客観的な立場から厳密になされなければならない。これによって初めて、ODA政策の正しい展開・運用が可能になるのである。

しかるに、「ODA基本法」の不存在・国会の不関与システムは、その厳密な検証システムを全く欠いているのである。

日本国の外務省は「日本のODAは90パーセントは成果を挙げている」と述べているが、それは独りよがりな自画自賛でしかない。

むしろ、本件がその典型であるが、大規模な自然破壊・環境破壊・生活破壊・文化破壊等を結果する日本のODAは多数の被害者（それは「開発難民」とさえ呼ばれている）からは怒りと怨嗟の対象以外のなにものでもないものであり、このような愚行が世界各地で反復されてきているのである。

まさに「援助」をしていながら、当の相手国の住民からは感謝されないどころか、逆に恨まれ嫌われるという事態が繰り返されているのである。

⑥ 「誰のための援助なのか」についての本末転倒

上記の他にも次の問題がある。

それは、ODAの実際の意図・目的が、援助される相手国の経済的自立発展・民生の向上安定という本来の目的そのものとは、必ずしも一致しない実態が

存在する。それは、例えば、次のような形で存在する。

i グラント・エレメントの低さ

諸先進国の行っているODAにおいて、日本のそれはグラント・エレメントの相対的低さにおいて際立っている。

すなわち、贈与が少なく、円借款が多いのである。年額でこそ日本国のODAは大きい、結局のところ、それは貸付であり、回収されるべきものとされているのである。

その結果、相手国は、多額の元利の支払に苦しんでいるのが実情である。このような重圧が相手国の経済の発展に寄与しないことは当然である。

ii 相手国の支払不能

こうした重圧はもともと援助を必要とした相手国の財政破綻として結果するであろうことは当然である。

実は、本件における援助の相手国であるインドネシア共和国は、日本のODA累積援助額でトップであり、その総額はすでに4兆円にも達している。そして、その内、円借款は3兆5000億円であり、今やインドネシア共和国にはその債務の支払い能力は無いといわれている。

日本国は、さらに新たな借款を起こして、事実上これを繰り延べるというやり方で、まさに矛盾が激発しようとしている事態を糊塗してきているのであるが、このような方策で矛盾が解決されるということはありません、いずれ、抜本的債務免除問題として正面的に表面化するであろうことは必至であり、日本経済はこれに直撃されることにもなるのである。

iii 日本企業とのタイド・システム（いわゆる「ひも付き援助」）

ODA事業は巨大な開発プロジェクトがほとんどであり、その工事等を担う企業の得る利得は莫大である。しかるに、日本国のODAには、事業の工事などについて、1980年代までは、日本の企業への発注を義務づけているものが多かった（特に、無償援助に関しては、現在でもそうである）。

こうした円借款をタイド・ローン（ひも付き援助）という。結局は、日本国の貸し付けた資金は日本国に還流するシステムになっているのである。それでは「日本国のための援助」ということになるであろう。

もっとも、この点での強い批判を受けてきた日本国においては、近年、発注先を限定しないいわゆるアンタイド方式が増してきているとされている。しかしながら、現地企業といっても日本企業の現地子会社であったり、合併会社であったりする例が多いとされている（ちなみに、本件においては、ダム本体部工事を、日本企業のハザマの他に、現地企業の1社が受注した）。

ちなみに2000年度における10億円以上の契約についてみると、日本企業の応札率は63パーセント、落札率は60.3パーセントとなっており、日本企業が入札した援助案件のほとんどが日本企業によって受注されている。

なお、この関係で無視できないのが、日本のコンサルタント会社などが行ういわゆる「プロジェクト・ファイディング」と呼ばれる「案件探し」である。ODAの趣旨からするならば、ある国内において、地域住民からのニーズが存在し、それに基づく事業政策の決定がなされ、その実施のための資金の供与などを日本国などの援助国に「要請」するのが筋であろう。しかし、日本国の行うODAにあっては、実情は全く異なる。たしかに「要請主義」が謳われてはいるが、しかしながら、実際は相手国の「要請」の前に、日本国側による「プロジェクト・ファイディング」つまり「案件探し」が先行するのである（“案件探し”・・・これほど事の本質を語っている言葉は他にないであろう）。すなわち、個々のODAは、たいていの場合、まずもって日本側企業（コンサルタント会社など）が「何処かODAプロジェクトの対象にできるところはないか」と探し回り、それを見付けると、当該国の政府に推奨し（その際には大使館なども一体と

なって動くとされている)、援助「要請」を実現し、以降、日本政府への働きかけ・工作などに入り、国会での議論もなく、一般国民の知らぬ間にODAとして動き出す、という構造なのである。相手国の要請に先立って、日本側で案件を探し、見つけた案件を当該国の政府に推奨する、その結果、当該国の「要請」が出されてくる。この構造において、ODAが相手国ないしその国民の真の利益よりは日本国企業の利益追求に傾きやすいという状況が存していることが明らかである。

iv 現地政権との癒着

日本国の政策態度は、一旦、援助を開始してしまうと、後は相手国の責任であるとの態度に終始している。

そのため、例えば開発独裁型政権などがODA資金を恣意的に流用し、私腹を肥やしたり、強権的政権維持を図ることについて間接的にこれを利用する構造になることが多いとされている。

v 現地住民の無視

このように現地政権のみに顔を向けた姿勢は、当然にも民生が向上されるべき当該現地住民を無視して、ことが進行されることになる。

日本国らは、現地住民の希望・要求に耳を傾け、そこから真に必要なとされているものの実現を図ろうとする（いわゆるボトムアップ方式）のではなく、とにかく資金導入のみを図ろうとしている政権とのみ結託し、双方の利害の一致点において政策が決定されてゆくことになる。このため、政権の思惑のみが先行し、現地住民にとっては、要求の実現どころか、有害無益でしかない破壊的事業が降りかかることになり（いわゆるトップダウン）これに対する現地住民の抵抗に対しては権力が行使され、強行されるという形になってしまうのである。

この様な実情について、日本国は、相当程度、認識を有しているはずなのであるが、相手方政府からの虚偽的報告に対して敢えて異を唱えることな

く、そのまま受容し、「成果」として喧伝している事情がある。

vi 以上よりするならば「誰のための援助なのか」というとき、ODA本来の趣旨・目的からは逸脱し、本来的な究極の受益者であるべきはずの相手国現地の住民のためでは全くなく、日本国のODA関連企業および現地の開発独裁型ないし開発至上主義的政権担当者の利益のためにODAの供与が行われていると言わざるを得ないのである。

第4 本件ダム建設を巡る事実の経過

本章においては、簡単に事実経過のみを記し、問題点については、後に触れることとする。

1979年

9月～11月 東電設計、プロジェクト・ファインディング(援助案件探し)を実施する

1980年

8月 東電設計(株)、プレ・フィージビリティ(予備実行可能性)調査を実施する

10月 東電設計、プレ・フィージビリティ報告書を作成する

1981年

9月21日～ JICA、事前調査団を現地に派遣する

1982年

1月 東電設計、JICAの委託により、フィージビリティ・スタディを実施する

1983年～ アンダラス大学、環境影響評価(EAI)を実施する

1984年 マルトノ移住大臣、住民中核農園プログラムの実施を発表

1985年

2月15日 O E C F、エンジニアリング・サービスのために、11億5200万円の円借款を供与する貸付契約を締結する

1987年

2月～ 東電設計、詳細設計を作成する

1988年 リアウ大学、環境管理設計調査の実施と環境維持計画の作成する

1989年 リアウ大学、コト・ラナ移住地についてのフィージビリティ・スタディを実施する

3月 鉱業・エネルギー省 E A I 委員会、環境影響評価書と環境維持計画を承認する

10月 「環境配慮のための O E C F ガイドライン」が策定される

1990年

4月 日本経済新聞が本件ダム建設計画による環境破壊の危険性を報道

6月 日本政府、対インドネシア援助国会議(I G G I)において、本件ダム建設事業資金を供与する意向のある旨を表明する

9月 日本政府、O E C F 再調査団を現地に派遣する

12月13日 日本政府、インドネシア政府と交換公文を締結し、建設事業費の第1期分として125億円の円借款の供与を約束する。この際、日本政府、インドネシア政府に対して3条件の遵守を要求する

12月14日 O E C F、インドネシア側と借款契約を締結

1990年～1991年 リアウ大学、南ムアラ・タクスと南シベルアンにおいて、移住地のためのフィージビリティ・スタディを実施する。アンダラス大学、西スマトラ

州のリンボ・タタ移住地についてのフィージビリティ・スタディを実施する。

リアウ州自然保全事務所と森林省自然保全局、野生生物管理に関する調査を実施する。

1991年

2月 インドネシア政府、移転同意書の署名集めを開始する

4月 インドネシア政府、財産目録の作成を完了する

4月10日 海部首相、援助4原則を表明する

6月12日 日本政府、対インドネシア援助国会議(I G G I)において、建設事業費の第2期分として175億2500万円の追加融資を行う旨の意図表明する

1992年

10月 本件ダム建設工事が着工される

1996年

3月 本件ダム建設工事完了

1997年

2月28日 貯水開始

2002年

1月24日 J B I Cにより事後評価ミッションが現地に派遣される

第5 本件ダム建設計画に対する現地住民の対応等

1 経過

本件ダム建設によって、住民には後記のような重大な被害が生じることになり、その結果、必然的に住民などから本件ダム建設に対する反対運動が展開されることとなった。住民による反対運動等の経緯は、次のとおりである。

1983年

12月19日 ティガブラス・コト・カンパル郡の住民、バトゥ・ブルラット村にて17項目の要求事項を網羅した声明書を発表する

1987年 国際NGOフォーラム、集団移住計画への世界銀行融資の中止を求める決議を採択する

1990年

4月 リアウ州において、住民同意取り付けのための買収工作が始まる

インドネシア現地紙において日本政府が本件ダム建設にあたって「3条件」を付していたことが報道される

8月～9月 日本の民間調査団、現地調査を実施し、日本政府に対して本件ダム建設プロジェクトへの融資を中止するよう要求する

1991年

5月7日 1991年5月、インドネシア政府は、日本が融資供与の条件としてあげていた3条件を全て満たしたとする最終報告を提出した。

しかし、1991年5月7日、インドネシア森林保全ネットワーク（SKEPHI）のヒラ・ジャムタニ事務局長は、訪日し、SKEPHI、「地球の友」、「熱帯林行動ネットワーク」（JATAN）の連名で、日本政府、OECDに対し、次のような申し入れをおこなった。①環境アセスメントが公表されるべきこと、②独立調査ミッションが現地に派遣されるべきこと、③野生生物保護のためのプランが策定されるべきこと、④このプロジェクトに関する一切の情報が公開されるべきこと。

6月19日 ウィーンで開かれた「大規模ダムに反対する国際連合」

会議において、日本政府に対して「インドネシアのコト

・パンジャン・ダムへのOECD融資を中止すること」

を勧告する決議を採択する。

7月8日 鷺見一夫新潟大学教授らは日本のOECDを訪れ、スマトラ

ゾウの移転については議論的になっているが、スマトラトラなどその他の野生生物についてはどのような調査が行われているか質問した。これに対し、業務第1部業務2課の大竹智治氏は、「トラがいなくなるからといって、どういう問題があるのですか」と居直った。

さらに、同教授が、ムアラタクス仏教遺跡の保存問題について触れ、寺院周辺に堤防を築くことが構想されているようであるが、フィージビリティ・スタディでさえも、考古学的に価値のある地域は寺院周辺のおよそ14平方キロメートルに及ぶとしているのであって、このような遺跡について十分な発掘調査も行わないで水没させてもよいのかと尋ねた。これに対し大竹氏はフィージビリティ・スタディに記載されている内容が果たして正しいのかどうか疑わしいと答えた。

7月19日 住民代表、インドネシア森林保全ネットワーク・全国民主主義

同盟・タラタク協会の代表とともにOECDジャカルタ事務所を訪れ「移転同意書は脅されて採られたので無効」と主張し、影山俊郎所長と話し合った。この際、住民代表は、移転同意書と補償同意書の無効を宣言したコト・トゥオ村住民の声明書と182名の署名簿を提出し、また、SKEPHIのヒラ事務局長も住民の権利擁護と共に熱帯雨林の破壊をくい止める立場から同席し、同意書の無効を訴えた。

このころ、インドネシア環境フォーラムの元代表アグース・プルノモは、共同通信ジャカルタ支局長浅野健一氏のインタビューに対し、本件ダムに関する日本政府の3条件について「まだ、修辭的な段階に留まっている。実際どう

実現するかだ。宣言はしても被援助国が主権の侵害だと抗議すると引っ込んでしまう。論議しようとしな。『われわれはすでに注文をつけた。インドネシア政府はきちんとする約束した。これが実行されると確信する』といつものようにいうだけなら、前と同じだ。コトパンジャンの三条件をどう実現するかメカニズムがない。日本外務省の外交官、O E C Fのスタッフと住民との日常的な接触の場がない。いま支援者がダム予定地に入れな状況が生まれてる。インドネシア市民として日本のこの条件は主権侵害にならな、侮辱もしてないと思う。インドネシア憲法はすべての市民の権利を保障して。憲法は政府の任務は人民がプロジェクトから最大利益を受けることを求める。条件内容は普通のこと、本来われわれ自身が実現すべきことだ。クドウンオンボのような悲劇は起きてはならない。」と主張して。なお、クドウンオンボの悲劇とは、後述のとおり、世界銀行、日本輸出入銀行などの融資で1989年1月に完成したクドウンオンボダムの建設に伴う問題である。約6000ヘクタールの土地が水底に沈み、37村の住民5400世帯、2万3400人が立ち退きをせまられた。このうち1500世帯7000人が移転に反対し、現地に残留していたが、政府は水門を閉め、貯水を強行した。工事はニチメンが落札し、間組が請け負った。住民は「日本の援助が、貧しいわれわれを窮地に追い込んだ」と言った。日本の援助のあり方に疑問を投げかけた事件のひとつである。

8月

ティガブラス・コト・カンパル郡の住民、総意声明書

を発表する。

- 9月2日 ティガブラス・コト・カンパル郡の住民代表5名がジャカルタにて声明書を発表するとともに下院・政党・政府機関などを訪問する
- 9月3日 日本大使館、住民代表5名とコトパンジャン連帯行動委員会メンバー20名による面会要求を拒絶する
- 9月4日 住民代表5名とコトパンジャン連帯行動委員会メンバー3名が日本大使館を訪問し、住民総意声明書と約700名の署名簿を提出する
- 9月7日 2名の住民代表が来日する
- 9月9日 住民代表、記者会見において「日本政府と日本国民に対するインドネシア・コトパンジャン連帯行動委員会からの声明書」を発表した後、ODA研究会に出席する
- 9月10日 住民代表、愛知和男衆議院議員・小杉隆衆議院議員・矢田部理参議院議員・千葉景子参議院議員を訪問した後、OECDと会談を行う
- 9月11日 住民代表、林義郎衆議院議員を訪問する。
- 9月12日 住民代表、堂本暁子参議院議員と懇談した後、大蔵省国際金融局開発金融課を訪問する
- 9月13日 住民代表、通産省経済協力調整室を訪れた後、外務省経済協力局有償資金協力課と会談し、住民総意声明書と約700名の署名簿を提出し、次いで経済企画庁経済協力第1課を訪問する。
- 船橋市で国際シンポジウム開催する。
- 9月14日 横浜市で国際シンポジウム開催する。
- 9月17日 住民代表、JICAと話し合いを持った後、東電設計を

訪問する。

9月19日 林義郎衆議院議員と小杉隆衆議院議員の仲介により住民代表と4省庁・OECDとの話し合いが行われる

10月3日 ODA研究会、外務省経済協力局有償資金協力課に対して、本件ダム建設プロジェクト関連資料の提出を要求する

1998年 旧タンジュン・バリット村の10世帯、移転についての補償の支払いを求めて提訴する

2000年

5月24日 旧タンジュン・パウ村の67世帯、移転についての補償の支払いを求めて提訴する

2001年

7月19日～ 3名の住民代表が来日する

11月 水没10ヵ村の代表により、「コトパンジャン・ダム被害者住民闘争協議会」が結成される

2002年

3月 「コトパンジャン・ダム被害者住民闘争協議会」に3ヵ村(タンジュン村、バルン村、パンカラン村の代表)が参加する

5月27日～ パダンにおいて、「コトパンジャン・ダム被害者住民闘争協議会」のコンGRES(住民代表大会)開催される

2 被告らの対応等

本件ダム建設に対しては、現地住民などにより、概要以上のような反対運動が展開されたが、それに対する被告ら及びインドネシア共和国政府の対応は、一片の誠実さのかけらも見られず、まさに「弾圧」そのものであった。

(1) 捏造された移転・補償同意書

① 後記のとおり、日本国が本件ODA供与に対して前提条件として3条件を付しており、その中では、現地住民の移転については「事業により影響を受ける世帯の移転合意は公正かつ平等な手続きを経て取り付けられなければならない。」とされていた。

しかるに、インドネシア共和国政府は、その現地住民の移転についての「同意」が得られたということを取り繕うために、種々の画策を行ったのであった。

i まず最初に、インドネシア共和国政府は、個々の住民「同意」に代えて、各村落指導者の「同意」で、これらの条件が満たされたという形を採ろうとした。そのために インドネシア共和国政府は、1991年4月13～14日に、密かに一部の村落指導者をバンキナンに集めた。そして、この会合において、参加した村落指導者には、一人当たり15万ルピアの署名報酬が配られたのである。こうして、移転・補償同意書への署名がインドネシア共和国政府によって買収された。

ii そして、この署名の買収のために、インドネシア国営電力公社は、村落指導者のジャカルタへの招待旅行を設定した。バンキナン会合の直後に、インドネシア国営電力公社の現地責任者のシャフリル・アミルは、150名の村落指導者を、西ジャワ州のチラタ・ダムとサグリン・ダムでの貯水池漁業の見学旅行に招く旨を発表した。この見学旅行の目的については「コタ50県とカンパル県の社会が経験することになる状況は、チラタ・ダムとサグリン・ダムの貯水池の周辺社会が遭遇した経験と似ているからである」と説明された。

しかし、これは、表向きの理由で、実際には村落指導者を懐柔することにはほかならず、そのため、チラタ・ダムとサグリン・ダムの貯水池漁業の見学は形だけのもので、実際にはアンチョルのレジャーランド やタマン・ミニ公園への観光旅行が主目的であった。そして、この際、参加者には一人当たり20万ルピアの小遣いが支給された。

② 本件ダム建設計画中止を求める住民要求

i 一部村落指導者の「同意」だけで（しかも買収された「同意」であった）、住民の「同意」が得られたという形が採られたことを現地住民が知った時、これに対する抗議の声を上げようとした。

しかし、現地では、インドネシア共和国政府は、軍隊を常駐させて、厳しい監視体制を敷き、一切の集会を禁止してしまった。

ii それにもかかわらず、本件ダム水没対象の村々では、軍・治安当局の監視の目を盗んで密かに現地住民による本件ダム計画反対の住民声明書が採択され、およそ700名の人々の署名が集められた。そして、10ヵ村の住民たちからの委託を受けて、5人の代表が、声明書と名簿を携えて、1991年9月1日にジャカルタに向かった。5名の住民代表は、ジャカルタにおいて、翌9月2日、国会・政党・関係政府機関などを訪れて、住民声明書と700名の署名簿を提出した。同時に、住民代表は、ジャカルタ訪問の目的を記載した声明書を発表し、これを関係機関および報道機関に配布した。この住民声明書においては、本件ダム建設計画が、次のような異常な事態の下で進められてきたことを指摘していた。

ア この本件ダム建設計画の立案段階から今日に至るまで、政府側による住民への説明は一度もなされておらず、公開の場での民主的な話し合いは何ら行われていない。

イ 補償同意書は、住民の知らないうちに、また住民全体の承認を得ないままに、住民代表を唱える一部の人々により署名されたにすぎない。

ウ 再定住地は、住民との協議が行われることなく、インドネシア共和国政府により一方的に建設されている。

そして、このような異常事態を指摘した上で、住民代表声明書では、以下のような要求を掲げていた。

エ すでに署名されている補償同意書は、無効のものとして取り扱われるべきこと。

オ 本件ダム建設計画に関する討議を白紙に戻して、最初からやり直すべきこと。

カ 本件ダム建設計画に関する一切の情報が、住民に対して公開されるべきこと。

キ 本件ダム建設計画についての討議は、インドネシア共和国政府による干渉を受けることなく、公開の場で民主的な方法で、行われるべきこと。

iii また、同日、現地住民代表は「コトパンジャン連帯委員会」の5名の学生とともに、内務省を訪れ、ルディニ内務大臣との面会を要求した。しかし、内務省は、大臣がジャカルタにいないことを理由に、面会要求には応じられないとした。その代わりに、治安関係者が応接すると答えた。住民代表は、このような形での面接には応じられないとして、内務省側の提案を拒否した。

iv さらに、住民代表は、9月3日、日本大使館にも面会を求めた。この面会要求には、約20名の「コトパンジャン連帯委員会」メンバーが同行した。しかし、大使館側では回答に手間どり、このため門を挟んで、現地住民代表と大使館員との間で、入館させろ、させないで押し問答となった。この間、学生たちは、「援助とともに地獄へ行け！」(Go to hell with your aids!)とのシュプレヒコールを繰り返した。そして、門前でのやりとりの過程で、佐野利男一等書記官は、住民代表と1名の学生との会談を提案した。

しかし、学生たちは、代表団全員の入館を要求した。そのため、門前交渉は、難航した。結局のところ、この日は、会談は実現せず、翌4日午前大使館員が、現地住民代表のほかに3名の「コトパンジャン連帯委員会」メンバーを加えた計8名の代表団と応接することで話し合いがついた。

この4日の話し合いには、佐野一等書記官らが応接したが、この会談は、異常な状態の下で行われた。というのは、会見の場には、2名の制服警官と2名のインテリジェンスと呼ばれる政府諜報部員が同席していたからである。これら警官たちは、話し合いの間中、現地住民代表らの似顔絵を描き続けていた。

このような行為が、現地住民代表に大きな精神的圧迫になったことはいうまでもない。そのため、現地住民代表らは、言いたいことも十分に言えず、発言を抑えざるを得なかった。これら制服警官と政府諜報部員は、いずれも日本大使館付きの警備員ではない。明らかに外部から来館した治安担当の警官である。本来、大使館内は治外法権であり、インドネシア官憲と言えども、勝手に立ち入ることはできないはずであり、日本大使館側が警官らを招き入れたのである。

(2) 現地住民代表の来日と日本政府による住民要求の拒絶

① 1991年9月7日、現地住民代表1名と女性環境保護活動家であるイエニー・ロサ・ダマヤンティ氏が来日した。滞日中、2人は、4省庁(外務省・大蔵省・通産省・経済企画庁)、OECDなどを訪問し、本件ダム建設計画の中止を訴えた。

そして、9月19日には、自民党対外経済協力特別委員長の本間清二議員と衆議院環境委員長の小杉隆議員の呼び掛けにより、4省庁とOECDが一同に会し、住民代表との話し合いが行われた。この会合において、現地住民代表は、本件ダム建設計画の過程において、現地住民の移転同意が得られていないことを説明し「援助」中止を求めた。これを受けて、本間議員と小杉議員は、4省庁とOECDに対して、本件への融資を再考するよう促した。しかし、これに対して、当時の外務省有償資金協力課長である石橋太郎（以下、「石橋」という）は、4省庁を代表すると称して

「われわれの話し相手は、インドネシア政府だけです」

と高圧的に言い放った。要するに、石橋によれば、外務省が相手にするのは、スハルト政権だけで、住民の意向などは、眼中にないというのであった。このような石橋の居直りともいえる発言により、この会合は一挙的に険悪なものとなり、これに反発して、現地住民代表は、

「日本の援助は誰のために行われるのですか？ 援助において、われわれ住民は、一体どのように位置づけられるのですか？」

と問い質したところ、石橋は、これに対して

「われわれとしては、インドネシア政府による住民対策を慎重に見守るだけです」

と述べた。そして、石橋のこの発言に対して現地住民代表は、

「インドネシア政府が住民の意向を無視し続けているからこそ、このような状況の下では融資をやめて欲しいと日本政府にお願いにきています。3条件は、一体何のために付けられたのですか？」

と反論した。しかるに、石橋は、3条件の遵守問題には触れようとはせず、移住対策がインドネシアの国内問題である旨を繰り返した。しかし、この内政不干涉の原則を楯に取った石橋の発言に対して、さらに住民代表は、

「あなた方日本国民の税金の使い方の問題なのです。人権侵害と環境破壊を引き起こすような場合でも、『援助』と強弁なさるのですか？」と指摘した。

この間、他の省庁とOECDの関係者は、終始、押し黙ったままであり、こうして、国会議員の仲介により開かれた住民代表と政府機関との間の話し合いは、上記のような石橋のまさに強権的ともいえる対応振りのために物別れに終わってしまったのである。

3 小括

以上のとおり、本件ダム建設計画に対しては、インドネシア共和国政府による弾圧にも関わらず、現地住民を初めとした反対の声が澎湃と巻き起こっていた。そして、現地住民は、来日をしてまでも、本件ダム建設計画の中止を訴えていたのであるが、日本国は、それを何ら誠意ある対応も見せず、無視し続けたのである。

第6 本件ダム建設によって生じた被害

本件においては、前記「日本のODAの問題性」において指摘したような問題性が大規模かつ集中的なかたちで露呈した事案である。以下、原告らの被害状況につ

いて論ずる。

1 原告番号A 2 5 1 番からO 9 3 9 番について

原告番号A 2 5 1 番からO 9 3 9 番らは、本件ダム貯水池流域及び本件ダム周辺に居住していた現地住民であり、本件ダム建設によって強制的に立ち退かされた（各原告が所属していた村落の非自発的移転の状況は、別紙村落一覧表のとおりである）。各村落の現在の状況は、以下のとおりである。

(1) タンジュン・バリット村（原告番号A 2 5 1 番～A 3 6 4 番）

① タンジュン・バリット村には、総計で1 2 個の井戸が設けられているのであるが、いずれも赤茶けた水で飲用に適さない。これらの井戸には、「O E C F 援助資金」で作られた旨が表示されているが、これらの井戸は水道施設としてほとんどが役に立っていない。

② そして、政府から代替地として約束されたゴム園が整備されていないため、村民には収入源がない。両村の周辺の山々には火が入れられ、燃え残った木々が黒々と放置されているが、ゴムの成木の姿はなく、僅かに道路脇にゴムの若木が植えつけられている程度である。

③ また、不公平な形で補償が行われた結果、家々の造りには、相当に大きな格差がある。政府提供の木造住宅（縦6メートル、横6メートル）と比べて、一部には飛びぬけて豪勢な家屋もあるなど、家々の作りには、相当大きな格差がある。そして、電気代を払える家庭とそうでない家庭があり、その結果、電線が通じている家庭とそうでない家庭がある。

④ 補償問題が未解決であるため、タンジュン・バリット村の1 0 世帯は、1 9 9 8 年に、法律支援事務所の支援を得て、タンジュン・パティ地方裁判所に提訴した。地裁判決では、補償要求の対象とされた4 7 区画の内、3 区画について補償の支払いが認められたに過ぎなかった。そのため、住民側は、これを不服として、最高裁判所に上訴している。

⑤ 一時は水底に沈んだタンジュン・バリット村であるが、現在は、姿を現して

しまっている。道路脇には廃屋や住宅跡地が露呈し、湖上には伐採されないままに残された枯れ木が延々と広がっている。また、一部の住民が、移転先では飲料水の確保が難しいために、姿を現した旧村落に戻り始めている。

(2) タンジュン・パウ村（原告番号B 2 4 3 番～B 3 7 5 番）

① タンジュン・パウ村の移転先であるリンボ・ダタ地区とは、本来「平坦な森」を意味する。しかし、実際の移転地は起伏の激しい地域で、決して平坦ではなかった。これは、住民が希望していた本来のリンボ・ダタ地区から、数キロメートル離れたところで居住地区が造成された結果である。

② 政府の当初の約束では、1世帯あたり、0・1ヘクタールの住宅地、0・4ヘクタールの畑地、2ヘクタールのゴム園が供与され、移転した際には、ゴムの木はすでに育っており、数年で収穫できる状態であるということであった。

しかし、実際に与えられたのは、住宅地と不毛の畑地のみで、ゴムの木はまったくといっていいほど育っていなかった。当初計画されていたゴム園からの収入がないため、村民は経済基盤を確立できておらず、コメ・ココナツ・バナナ・魚・その他の日用品のすべてを買いねばならず、村民の出費はかさむ一方である。

そして、移転前は自分の所有するゴム園からの収入で生計を立てていたが、移転後は、現金収入を得るために、他人の畑で農業労働者として働かざるを得なくなった者や岩を砕いて土木工事に売る者も出ており、女性とて例外ではない。このような状況は、以前の村では見られず、住民の置かれている経済状況は極めて厳しい。

例えば、2002年9月5日に既に東京地方裁判所に提訴したマルティニ氏（原告番号B 1 7 番）もそのような女性の一人であり、移転前は自分のゴム園を持っていたが、移転後は、仕事がないため、午前8時から午後4時ごろまで国道沿いの岩を砕いて、買い付けにくるトラックに売るという生活をここ一年ほど続けている。マルティニ氏が夫と二人で働いて一日に集められる岩の売値は、多くて2万5000ルピア（312.5円）程度であり、その岩もいつ売

れるかわからない状態である。マルティニ氏の21歳になる長男は、高校の成績が優秀だったにもかかわらず、経済状態が逼迫し、学費がつづかなかったために大学進学はできなかった。マルティニ氏は

「移転せず、ゴム園からの収入があれば、いまごろ息子を大学に通わせることができたのに」

と移転したことを後悔している。

③ 移転地における飲料水不足の問題も、深刻である。移転直後、井戸に水があると住民はよろこんだが、実は雨水が溜まっていただけで、雨が降らなければすぐに涸れてしまうものだった。その後水問題解決のため、州政府の資金で水道が引かれたが、水源地が土砂で埋まってしまい、まったく機能しなかった。

また、OECDの援助資金で村内13カ所に井戸、洗濯場、トイレが造られた。しかし、OECDの援助資金で造られた井戸は、いずれも赤茶けた水が出るばかりで、飲用には適さない。これらの井戸は水道施設としてほとんどが役に立っていないのである。

そのため、わき水を取水し、ポリバケツに入れて、手押し車で家屋まで運んでいるが、その湧き水も、やはり赤茶けており、飲料に適していない。さらに、一番近い小川でも往復で約10キロメートルあり、村民は、朝夕、飲料水の確保・入浴のために、約10キロメートルを歩かなければならない。また、乾期には、ポリタンク入りの飲料水を購入せざるを得ない。

このように水道設備や井戸の造成事業が失敗した原因の一つは、事業を請け負った業者が住民の意見を聞かず、しかも一方的に手抜き工事を進めたことが挙げられる。

③ 未だに補償問題が未解決であるため、住民67世帯が、2000年5月24日に、総額11億4500万ルピアの損害補償を求めて、タンジュン・パティ地方裁判所に提訴した。訴えの趣旨は、1991年4月19日に、補償委員会と村落指導者との間の協議により、住宅・農地・作物などへの補償について合意されていたにも

かかわらず、この合意は守られないまま、これらの資産を水没させたのは違法であるというもので、1998年以来蒙った損害総額が8億8087万250ルピアにのぼるとして、これに年率13パーセントの利子を加味して、総額11億4500万ルピアの損害賠償の支払いを要求している。

④ インドネシア共和国政府によって建設されたモスクは、手狭であり、住民を収容できないため、その隣に住民の手によって新たなモスクを建設せざるをえなくなった。

⑤ このほか、慣習法に基づく共有地が失われ、移転問題に対処できなかったために慣習法指導者に敬意が払われなくなり、これまでの社会関係が失われるといった問題も生じている。

(3) タンジュン・アライ村 (原告番号C 3 8 3～C 4 6 6 番)

タンジュン・アライ村の状況も他の村落と同様である。

さらに、タンジュン・アライ村など、幾つかの移住地では、家屋の屋根は、アスベスト製であり、住民の健康への被害が憂慮されている。

(4) コト・トゥオ村 (原告番号E 3 3 7 番～E 1 0 9 9 番)

① コト・トゥオ村の最大の問題は、最大水位85メートルの際には村の大部分が冠水してしまい、逆に低水位の際には水辺から遠く隔たってしまうという点にある。

② この村落の状況も他の村落の状況と概ね同様である。

たとえば、依然として214区画について補償問題が未解決であり、ゴムの木は植えられていない。また、村民たちには、3年間は電気代は無料であるという約束がされていたが、初年度から電気代を徴収されている。また、生活難のため、多くの村民がマレーシアやシンガポールに出稼ぎに行っている。こうした状況の下で、この村では、将来の収入源として漁業に期待して、幾つかの世帯が漁船を造っている。しかし、樹木を伐採しないまま、本件ダムに貯水した結果、樹木の腐敗・富栄養化などによって、水質が悪化してきており、貯水池漁業の見通しは極めて厳しい状況にあ

る。

(5) ムアラ・タクス村（原告番号F 3 1 5 番～F 6 0 8 番）

状況は、他の村落と概ね同様である。

この村落においては、約60区画の補償問題が未解決であり、現在、その問題を巡ってバンキナン地方裁判所に提訴している。

(6) ムアラ・マハット・バル村（原告番号G 8 2 2 番～G 9 1 9 番）

状況は、他の村落と概ね同様である。

ムアラ・マハット・バル村は、住民中核農園方式（私企業が開設した農園に移住民を招致し、農地を提供すると共に、そこで栽培されたゴム・パーム油などの生産物の買い取りを保障する方式）で住民の移転が行われた。本件ダム貯水池から立ち退かされた各世帯に2ヘクタールの油ヤシ農園が用意された。しかし、本来ならこの2ヘクタールの農園は経済基盤支援のため無料で供与されるべきであったが、実際には有料であった。

さらに、こうした油ヤシ農園に移された人々も、パーム油の国際価格の下落のために、生活困難の状態に陥っている。

(7) グヌン・ブンス村（原告番号I 1 4 3 番～I 2 7 1 番）

状況は、概ね他の村落と同様である。

(8) タンジュン村（原告番号K 2 8 5 番～K 9 6 7 番）

① このタンジュン村は、JICAが東電設計に作成を委託したフィージビリテイ・スタディにおいては水没対象村落としては挙げられていない。しかし、現実には、このタンジュン村をはじめとして3か村以上の人々が本件ダム建設の影響を受けている。

② この村では、ダム貯水池の造成により、45戸が水没した。これらの水没世帯への補償は現実には支払われず、代替地さえも用意されなかった。また、350世帯が一時的に冠水被害を被った。そして、村民たちは、冠水の恐れのあることについては、政府により事前に何も知らされていなかった。そのため、これらの世帯は、将

来的な冠水の恐れを避けるために高台に移転せざるを得なかった。しかし、この移転費用については何らの政府支援もない。

(9)バルアン村（原告番号L 2 0 1 番～L 2 7 5 番）

バルアン村は、本件ダム建設に伴う移転はなかったが、ダム貯水池の造成により交通難の状態に置かれている。つまり、かつてはマハット川の川幅が40メートルで浅かったために車で容易に横断でき、国道にアクセスできたのであるが、現在ではダム貯水池の幅員が400メートルにもなったために、15キロメートルも迂回しなければ国道に出られない。そのため、すべてが物価高となり、また電力供給施設は設けられていない。

(10)コト・ムスジッド村（原告番号M 1 番～M 1 9 6 番）

コト・ムスジッド村の状況も概ね他の村落と同様であるが、この村のゴム園には、比較的多くのゴムの苗木が見られる。しかし、この苗木はインドネシア共和国政府によって植えられたものではなく、住民自身が植えたものである。また、この村では移転先における土地配分がくじ引きによってなされたことから、ゴム樹木の育成には不適當な湿地を割り当てられた住民は、生活再建の目処が立たないままである。このような湿地には、今のところ、雑草が生い茂ったままである。そして、幸いにもゴム樹木の育成に適した土地を割り当てられ、そこにゴム苗木を植えることができた住民にしても、ゴム樹液を採取できるようになるためには、今後さらに相当期間を経なければならず、生計を立てていくためには困難な状況であることには変わりはない。

(11)バトゥ・ブルスラット村（原告番号N 1 番～N 1 0 2 7 番）

① 旧バトゥ・ブルスラット村は水没した村々のうちでは最大の村であり、この旧バトゥ・ブルスラット村の住民は、2つの新村に分かれて居住することになった。その新村の一つがバトゥ・ブルスラット村であり、もう一つが(12)のラナ・スンカイ村である。このバトゥ・ブルスラット村には、約700世帯が移転しており、移住村のうちでは、最大の人口数を有している。

② バトゥ・ブルスラット村の住民が移転する際、インドネシア共和国市政府は、

住民に対する補償として、1)無料の電気供給、2)半恒久的な家屋の供給、3)4年間分の食料の供給、4)収穫準備のできたゴム農園の供給などを約したが、これらの補償は未だなされていない

③ 移転の結果、住民はきわめて厳しい生活を強いられている。

移住先の土地では、陸稲を植えることも困難であり、家畜の餌となる草もろくに生えていないため、家畜を飼うことも困難である。そして、肝心のゴム園には、苗木でさえもまばらである。そのため、住民は、木材伐採、碎石・土砂採取、漁業、さらには出稼ぎなど、あらゆる代替的な生計手段により、生活を維持しようと努めているが、これらの方法によって得られる収入はごくわずかである。

そして、この村におけるもう一つの深刻な問題は、安全な飲料水の確保が難しいという点にある。この村には、川らしいものはなく、そのため、清潔な水の確保が極めて困難な状況にある。

(12)ラナ・スンカイ村（原告番号〇1番～〇939番）

① ラナ・スンカイ村は、前述のとおり、旧バトゥ・ブルスラット村の住民の一部により構成される。

② ラナ・スンカイ村においても、住民移転時は、ゴム園には苗木でさえも植えられておらず、そのため、住民は、移転と同時に収入源の欠如という問題に直面した。

現在、いくつかの土地でゴムの苗木の植付けが始まってはいるが、樹液を収穫できるようになるまでは、相当期間待たねばならず、住民らは出稼ぎなどで生計を立てなければならない状態である

③ この村の居住条件は、他の村々と同様、劣悪そのものである。熱帯林を剥ぎ取った土地は痩せており、水利も悪く、飲料水の確保が困難である。また、電気は引かれておらず、住民たちは、現在にいたるまで、ランプを使用している。

2 原告番号P1番について

原告番号P1番は、本件ダム貯水池周辺のスマトラゾウ、スマトラトラ、マレーバク各個体群を含む自然生態系であるが、以下のような被害が生じた。

(1)①熱帯林減少の現状

熱帯林は、地球の陸地の7%を覆っているにすぎないが、ここには地球上の生物の50~80%に相当する3,000万種以上の生物が生息するといわれている。とりわけ熱帯多雨林は豊富な動植物群が生息する生物の宝庫となっている。

地球上の熱帯林の面積は、過去には24.5×10⁶平方キロメートルあり陸地面積の約16%を占めていたが、1975年にはその42%程度が伐採され、1990年には17×10⁶平方キロメートルにまで減少した。このような熱帯林の減少は、主に人間の経済活動により引き起こされ、乱伐による大規模な森林面積の減少は地球環境に多大な影響を及ぼしていると考えられている。

②動植物の相互作用

熱帯林では、風媒花をつける植物は温帯林に比較して少なく、多くの植物が動物を送粉者として利用している。種子散布についても動物が重要な役割を果たしており、密接な動植物の相互作用がみられる。

一方で、種子や稚樹には高い動物の被食圧がかかる。東南アジアの熱帯林では、数年から十数年の間隔で森林を構成する多くの個体が数か月の期間に集中して開花する現象が知られており、一斉開花と呼ばれている。これは、結実周期を不定期にし、結実しない期間に動物の個体数を減少させ、結実する際には一斉に結実することによって動物が食べきれない大量の種子を一度に生産し、一部の種子を動物の食害から守ろうとするものである。一斉開花とこれに続く一斉結実時には昆虫の爆発的な増加や、動物の個体数や繁殖率の増加が認められている。このように、熱帯林の生態系は微妙なバランスの上に成り立っている。

③熱帯林破壊による環境への影響

熱帯林の伐採は、森林の環境形成作用を変化させ、流出する水や土砂の量に影響を及ぼす。

森林では、太陽による放射エネルギーの大半が蒸発散潜熱に配分されており、この割合は日量で約7割に達している。森林が伐採されると、潜熱への配分が低

下し顕熱エネルギーが増大することにより、結果として気温の上昇がもたらされる。さらに、大陸上の水蒸気の循環システムが変化し、熱帯林を維持している現在の気候が失われて、森林の再生ができなくなるとされている。

さらに、熱帯林では、一年間に 16.8×10^{12} kgの炭素を光合成により固定しているといわれており、熱帯林は地球の二酸化炭素濃度を決定する重要な役割を担っている。したがって、熱帯林の破壊が地球温暖化促進要因となる。

④熱帯林における生物多様性の減少

東南アジアの熱帯林は、地史的に種を絶滅させるようなきびしい気候変動がなかったため、熱帯アフリカなどの他の地域と比較して種類が多い。このような東南アジアの熱帯林において、面積の減少と分断化は、個体数を激減させ、種の絶滅の危険性を高める。熱帯林生態系の特徴は、多様な樹木と、それに相互依存している多様な生物群にあり、これらの全体が保全されてはじめて生物多様性の保全が可能である。

現在地球上に存在する哺乳類約4,000種、鳥類9,000種のうち30%以上は熱帯林に生息している。熱帯林は野生生成物の宝庫であるが、熱帯林の急速な減少は、数多くの野生動植物を着実に絶滅の危機に追い込みつつある。

熱帯林の野生生物は、食物資源の多さに対応して、食性は多様に分化し、それぞれの種で生息場所のすみわけや、活動時間帯のずれなどにより、少しずつ異なる生態的地位を獲得することによって、熱帯林の多様な哺乳類の共存が可能となっている。

熱帯林の減少に伴って野生動物の生息地は減少するが、その影響の仕方には2つの側面がある。1つは生息地面積のトータルな減少による影響であり、もう1つは生息地が孤立化、断片化されることによる影響である。前者は、一般に大きな行動圏をもち、単独性が強く、繁殖能力が低いなどの特徴を有している「面積に敏感な種」と呼ばれる動物群に多い。

後者については、熱帯林は、通常虫食い状の部分が徐々に拡大することによって進行することから、これが森林の孤立化もしくは断片化を招き、間接的もしくは

は直接的な影響により、野生生物の多様性が失われていく。

熱帯林に生息している多種多様な昆虫についても、熱帯林の減少と細片化がその生息環境に影響を及ぼしている。

⑤熱帯林の再生

熱帯林の修復には、自然の生物遷移による自然修復と、人手を加えて遷移を進める人工修復がある。

1883年の大噴火により植生が全て破壊されてしまったインドネシア共和国のクラカタウ島(現在はラカタ島)に、自然修復の代表的な例を見ることができる。噴火後100年に行われた調査では、その遷移過程は大変複雑なものであることがわかっている。

いろいろな先駆樹種や後から侵入する植物種が、多様性の高い森林を形成するまでには更に数百年が必要と考えられている。

これに対し、やせた土地における無計画な焼畑農耕では、森林はたちまちチガヤ草原と化して砂漠化が進行してしまうが、伝統的な習慣や技術に裏づけされた焼畑跡地においては、森林の回復が速やかに進行する。これは破壊されていない森林と、破壊されてからの時間が異なる小面積の森林とが混在することによって、若い二次林に種子が供給されるためと考えられている。

本件ダムのような大規模な開発は、それ自体が熱帯林の大量破壊であるのみならず、その回復をも困難にする。

(以上「熱帯林の減少」 環境庁地球環境部監修より)。

(2) 本件ダム建設により破壊された自然生態系

本件ダムの建設にともなう建設道路の設置により、生態系は分断され、野生生物の生息域も分断された。また、水没地域の住民の移転に伴い周辺の森林が開拓され、野生生物の生息域が失われた。さらに、貯水により124平方キロメートルの土地が水没した。これにより地域の生態系は回復しがたい損害を被った。

スマトラトラ、スマトラゾウなど大型動物は、小動物よりも絶滅しやすい。身

体の大きな動物は、生命を維持するために大量の食物を必要とし、その大量の食物を採るために、広い生息域を必要とする。それだけに、食物が減ったり生息域が狭められたときにダメージを受けやすいのである。

また、スマトラトラのように草食動物を食べることにより生きている肉食動物の数は、もともと食糧となる草食動物に比べ数が少ない。これら大型動物が生息域の分断、破壊により決定的な損害を被った。

また、移動のできない植物は、伐採されることもなく水没し、移動範囲の狭い小動物は水死した。

肉食獣の減少と森林破壊のため、人間の生息域に出没するイノシシのみが増加した。

カンパル・カナン川に生息していた回遊性の魚類は、本件ダムサイトによりその遡上を阻害されている。

(3) スマトラゾウ個体群

① インドネシアでは、独立前からジャワ島の人口過密を解消するため、周辺諸島への移住政策が採られてきた。独立後インドネシア政府は、これを受け継ぎ、スマトラ、カリマンタン、スラウェシ各島への移住計画を進めてきた。移住民は、森林を切り開き、そこに畑、住居を造る。そのため、1980年代に入り、スマトラ島では、南部のランプン州をはじめ、中部のリアウ州でも先住のスマトラゾウと移住民とのトラブルが起こるようになった。生息域を奪われたゾウが食糧を求めて、移住民の造った畑、プランテーションを荒らし、住民にも危害を加えるという事態が生ずるようになった。

これに対し、ランプン州では1985年から調教済のゾウをタイから迎え野生ゾウを飼育、訓練を始めた。インドネシア政府も1989年7月からスマトラ島各州にセンターをつくり、野生ゾウを集め飼い慣らし、森林作業に使う計画を進めるなど、急速に野生ゾウの生息域は奪われてきた。

② リアウ州には野生生物保護指定区が4カ所あり、バク、サイと共に保護され

ているが、本件ダム建設区域はこれら保護区に属していない。

しかし、1984年のフィジビリティ調査では、スマトラゾウは、ダム建設前、ムアラタクス遺跡付近でよく目撃され、同遺跡の北方、カンパル・カナン川対岸の8.5km奥地が生息地と推測されている。

本件ダム建設にあたり、1988年にリアウ大学が被告東電設計の委託を受けて行った調査によれば、「カンパル郡の野生生物生息地である低湿地帯は、近年、移住地、アブラヤシおよびゴム農園、焼き畑用地、およびその他の開発事業のために、開拓されつつある。そのため、野生動物はパニック状態にあり、ストレスを受け、生殖・増殖はおびやかされ、出生率は極めて低い。また、死亡率が非常に高いため、このような生息環境は、全体的に非常に危険な状態にある。」と指摘されている。

同調査によれば、1985年のカンパル郡に於けるゾウの生息数は50頭から100頭であったのが、1987年には27頭から50頭に急速に減少しているのである。

③ 本件ダムの建設、貯水は、これら減少するスマトラゾウに壊滅的影響を与えた。

カンパル郡に生息するスマトラゾウは、タンジュン村、ムアラ・タクス村、コト・トゥオ村、ポンカイ村、バトゥ・ブルスラット村、タンジュン・アライ村の森を回遊路として、24～50頭の群れがいた。上記村は、いずれも貯水により水没した。

そのため、リアウ州政府は貯水にあたり、ゾウの移転を計画した。

1992年1月4日、西スマトラ・リアウ・ピキトゥリン電力公社とリアウ州森林局地域事務所リアウ州自然資源保護支局との間の協定に基づき、1992年1月1日～1992年12月31日の予定で、リアウ州自然資源保護支局による象の捕獲と移住の作業が開始された。捕獲された象は、1983年動物保護区に指定されたギアム・シアク・ワチル動物保護区で解放される計画であった。1993年5月30日、作業は完了した（第一期捕獲作業）。そして、この間、雄11頭、雌20頭の合

計31頭が捕獲された。その内訳は0～3頭の子象3頭、4～16歳の成長期の象19頭、17歳以上の成年象9頭である。

次に、1994年～1995年にかけて、リアウ州自然資源環境保護支局による第二期捕獲作業が行われ、雄3頭、雌2頭の合計5頭が捕獲された。その内訳は成長期の象3頭、成年象2頭である。

以上は、西スマトラ・リアウ・ピキトゥリン電力公社とリアウ州森林局地域事務所リアウ州自然資源保護支局の報告の内容であるが、実際には、スバンガゾウ訓練所から連れてきたゾウをあてることにより、捕獲されたゾウの数は6頭水増しされ、捕獲現場で死んだゾウの代わりにされた。

また、本来ならば、象は、ギアム・シアク・ワチル動物保護区で解放されるはずであったが、同保護区で解放された象は1頭もない。

第一期捕獲作業においては、捕獲作業中に数頭の象が死亡し、2頭の象がタナプティ村のスバンガ象訓練所近辺に放された他は、スバンガ象訓練所に運ばれた。そして、第二期捕獲作業においては、全ての象がスバンガ象訓練所に運ばれた。

そして、象訓練所といっても、それは名ばかりで、その実態は象を虐殺する施設にすぎない。訓練所内において多くの象は死亡し、数頭の象が生存しているにすぎない。

ゾウが動物保護区に移されることなく、スバンガゾウ訓練所に収容されたのは、飼い慣らしたゾウをその後の捕獲作業にあたって、新たに捕獲したゾウと偽り、ゾウ捕獲のための予算を獲得するためである。

このように、本件ダム建設計画によって、ゾウ個体群の生息域を破壊したのみならず、かろうじて生存可能性のあった動物保護区への移転もなされず、本件ダム貯水流域に生息していた多くの象が死に追いやられたのである。

④ また、捕獲を免れたゾウは、ダム貯水池により回遊路を遮断されたため、群れが孤立化し、2～5頭の少数団で行動するに至った。そして生息地を狭められたゆ

えに食糧確保も困難で、凶暴化し、住民の畑に出没し、住民とのトラブルを引き起こし、上記のとおり、1頭の象が射殺されるなどの極めて悲惨な事態が起きている。

(4) スマトラトラ

1988年にリアウ大学が被告東電設計の委託を受けて行った調査によれば、本件ダム建設により影響を受ける希少種のひとつとしてスマトラトラがあげられている。

しかし、本件ダム建設にあたっては、スマトラトラに対する何らの対応もとられなかった。その結果、1997年に開始された貯水により、スマトラトラは数少ない生息地分断、破壊され、絶滅の危機に瀕している。

(5) マレーバク

マレーバクもスマトラトラ同様に何らの対策もこうじられることなく、生息地分断、破壊され、絶滅の危機に瀕している。

(6) スマトラ森林ヤギ

この野生ヤギは、原生林に生息する。この希少種は、従来から人間活動の広がりによって生息環境を奪われ、生息数を減らしてきたが、本件ダムの貯水と周辺の森林伐採により、ほとんど見かけることがなくなった。

(7) マレーグマ

このクマの主要な食べ物は、高い木の上の蜂の巣から得られる蜂蜜である。

しかし、本件ダムの貯水により、高木が水没ないし立ち枯れし、また貯水池周辺の高木が、主として移転住民のためのゴム園の造成目的のため伐採されてしまったため、食物が失われ、急速に個体数が減少している。

(8) サイチョウ

この鳥は、巣作りのために高い樹木を必要とする。しかし、上出のように本件ダム周辺では、高木は姿を消してしまった。そのため、サイチョウの生息環境は大幅に失われた。

(9) テナガザル

テナガザルは原生林を好み、かつてはコトパンジャン地域の森林に多数生息していた。しかし、森林が失われた今日、テナガザルの姿を見かけることはほとんどなくなった。

(10)パティン他の魚類

カンパル・カナン川には、パティン、バラウ、タパ、セラリス他の回遊性を有する魚類が生息しているが、本件ダムサイトの完成によりその遡上を阻害され、急速にその数を減らしている。

3 原告らの被害のまとめ

原告らの居住する各村落の状況は以上のとおりであるが、原告らに生じた被害を類型化すると次のとおりになる。

(1) 移住先の劣悪な環境

さらに、住民移住地の多くは、熱帯林を切り開いて、ブルドーザーで造成されたため、表土が洗い流されて、赤土状のラテライトが剥き出しの状態であり、そのような土地状況では、持続的農業は、不可能である。また、油ヤシ農園に移された人々も、パーム油の国際価格の下落のために、生活困難の状態に陥っている。

しかも、ダム貯水池周辺の住民移住地では、約束された2ヘクタールのゴム園が造成されていない。そのため、移住者は、収入源のない状態に追い込まれている。

そして、ダム貯水池では、樹木を取り除かないままに貯水されてしまった。そのため、貯水池に残された樹木が腐食して、水質悪化が進行しており、富栄養化現象が加速されている。すでに魚類の大量死という問題も発生しており。

これらの樹木の残った浅水域は、ボウフラの恰好の生息環境を作り出している。そのため、今後、マラリアの大量発生のおそれがある。

移住地とゴム園の造成のために集水域での森林伐採が大々的に行われており、そのため貯水池への土砂の流入が加速されている。

本件ダム下流地域では、有機栄養分を含んだ水が流れてこないため、土地の

肥沃度は、年々低下していくことは避けられない。

(2) 飲料水の確保の困難性

OECD融資で作られた移住先の井戸が、全く使い物にならない。これらの井戸の大多数は、赤茶けた色で、飲用には適さず、住民の飲料水の確保が困難な状態にある。

(3) 深刻な収入難

今日、本件ダム貯水池の周辺の移住地のゴム園には10パーセントほどしか苗木は植えられておらず、しかもそれらは幼木で樹液が得られるまでには成長していない。

そのため、現地住民は、深刻な収入難に直面している。移住地では生活できないために、家族全体で、ないしは家族の一部が、ジャカルタ、さらにはシンガポール、マレーシアなどへと出稼ぎに出ているケースも多い。

移住地に留まっている現地住民は近隣のプランテーションに賃金労働者として働きに出るか、ないしは採石、薪・籐集めなどで、辛うじて食いつないでいる。また、前述のように、ダム貯水池の水質の悪化により、漁業も成り立たない。いずれにせよ、現地住民の収入はわずかで、子供を学校に通わせる余裕のない現地住民も多い。

(4) ミナンカバウ社会の破壊

① ミナンカバウ社会

ミナンカバウ族とはスマトラ島の中部高地一帯に居住する民族の総称である。ミナンカバウ族の居住地域は西スマトラ州からリアウ州にかけて広がっており、本件ダム貯水流域周辺に居住する原告らもミナンカバウ族に属する。

リアウ州においては、低地の沿岸部に居住するのはマレー系の人々であるが、内陸部に居住するのはミナンカバウ系の人々であり、ミナンカバウ社会は、マレー系社会やジャワ系社会とは異なる社会・経済・政治組織を有する。

まず、社会的な存在形態という点からすると、ミナンカバウ族の人々は、地域ごとに分散しており、それぞれに伝統的で位置的な村落共同体を形成してい

る。各村落はいくつかの氏族が集まって形成されており、それぞれの氏族には1名の氏長がいる。ミナンカバウ社会の代表的な特徴の一つはその独特な家屋に現れており、屋根に反りのある高床式の長大家屋はよく知られているところである。そして、村落の中心には、モスクとルマ・ガダン（「大きな家」の意味）があり、ルマ・ガダンにおいては、村民により集会が開かれたり、結婚式や葬儀などの行事が催される。さらに、ミナンカバウ族は母系社会を採用していることでも広く知られている。つまり、この社会では、親族の血縁関係は母系氏族においてたどられており、したがって、子供は母方の氏族に属し、財産も母系氏族において相続されている。

しかし、社会統治という観点から眺めれば、ミナンカバウ社会は母系氏族のなかの伯父たちによって取り仕切られており、それぞれの村落共同体は、基本的には、伝統的・宗教的指導者が中心となって形成される集団的合議組織である村落協議会によって統治・運営されている。この村落協議会は古老が中心となり、これにイスラム長老・学識経験者が加わって、これら3者によって構成されている。そして、統治・運営の基準となるのが慣習法とイスラム法であり、村落共同体の重要事項は、慣習法とイスラム法を基準として、上記の伝統的・宗教的指導者のイニシアチブの下に住民参加の集会で決定される。

つぎに、土地所有の形態であるが、私有財産制度ではなく、基本的には集団的土地所有制度の上に成り立っている。つまり、土地の所有権そのものは村落共同体の属しており、ここの人々にはその利用権が認められているのである。この土地所有制度の点で特徴的なのが、ウラヤット地と呼ばれる慣習的共有地である。ウラヤット地は、先祖伝来の入会地であり、村落共同体全体の利用に供されている。このため、ウラヤット地は相続地とも呼ばれている。そして、このウラヤット地は、主としてゴム園として利用されているが、その大部分は、将来的な利用の発生に備えて、森林と利用が保留されている。また、ウラヤット地は売買の対象とされていない。

ミナンカバウ族は、インドネシアでも有数の信仰心の厚いイスラム教徒であって、各村落には荘厳なモスクが建っている。このモスクは各村落の住民の浄罪によって建てられたものである。つまり、土地の形態での寄進と金銭の形態での寄進によって建立されたものであり。こうしたことから、モスクが建立されている土地（イスラム教公有地）も売買の対象とされていない。

原告らが属するミナンカバウ族の社会は、概要以上のようなものである。

② しかしながら、以上のようなミナンカバウ社会は、本件ダム建設に伴う現地住民の強制移住によって、破壊された。

i まず、強制的に移転させられた住民には、世帯毎に代替地が与えられることになった。しかし、前述のように、ミナンカバウ社会においては、土地所有の形態は、村落が土地を所有する集団的土地所有の形態をとっており、そもそも世帯毎に土地を所有するという概念は存在しなかった。その結果、ミナンカバウ社会における集団的土地所有形態は移住によって維持し得なくなった。

また、移住を契機として、伝統的・宗教的指導者のイニシアチブが失われ、従来から慣習的に行われていた統治システムが機能しなくなっている。

ii また、インドネシア共和国政府によって提供された住宅は、ミナンカバウ社会における伝統的な建築様式である高床式の家屋ではなく、土間形式の粗末な木造住宅（縦6メートル、横6メートル）であり、住民にいわせると「これではまるでヤギ小屋である」とのことである。

iii さらに、インドネシア共和国政府によって建設されたモスクは、例えばモスクの方向が間違っていたり、住民を収容しきれないなど、モスクの体をなさないものであった。また、ルマ・ガダンも存在しない。

(5) 補償問題の未解決

本件ダムに本格的な貯水が開始された時点においては、未だに住民に対する立ち退き補償と再定住の問題は片付いていなかった。

本件ダムによって立ち退かされた住民に対しては、当初から低い補償基準が押

し付けられた上に、補償金の多くが、政府関係者によりピンハネされてしまったのである。そのため、移住民の実際の受け取り額は、極めて少なかった。しかも、住民のうちには、未だに補償金を受け取っていない人々がいる。これらの人々は、現在、法廷闘争を行っている。

(6) 自然環境の破壊

本件ダム貯水池及びその周辺は、元来、豊かな自然環境を有しており、熱帯動植物の宝庫であったが、本件ダムへの貯水により、その自然環境が破壊され、とりわけ野生動物を絶滅の危機に追いやった。

第7 被告らの違法有責性

1 本件ダム建設自体の違法性

「第6 本件ダム建設によって生じた被害」において既述したとおり、原告らには甚大な被害が生じており、これら被害は、全て本件ダム建設によってもたらされたものである。これらをまとめると以下のとおりになる。

(1) 本件ダム建設による現地住民の生活被害

現地住民の移転先は劣悪な環境であり、決して従前どおりの生活が実現できるものではなく、現地住民らの生活はまさに危機に瀕している。

(2) 本件ダム建設による共同体・独自文化の破壊

すなわち原告らの属するミナンカバウ文化の破壊である。

(3) 野生生物を含む自然生態系の破壊

本件ダム建設による建設道路の新設、岩石の採取等および建設に伴い非自発的移住を強いられた住民のための森林伐採により生態系は破壊され、貯水地域は水没した。これによりスマトラゾウ、スマトラトラ、マレーバク等は種そのものが絶滅の危機に瀕している。

(4) 非自発的移転の違法性

① 本件の貯水流域は極めて広大であって、多くの部落が重要な経済資産・労働

手段・伝来の貴重な民族文化遺産もろともに水没させられた。結果、

伝統的共同体は崩壊し、家族経済も殆ど崩壊してしまった。それはまさにエコサイド（自然圧殺）でありエスノサイド（民族絶滅）であり、ある意味ではジェノサイド（集団殺害）ですらあった。

② 予想されたこのような事態の到来を恐れた現地住民は、被告日本国側によるプロジェクト・ファインディングの開始後、約10年後に至ってこのプロジェクトが現実に動き出し、明るみに出た時から、明確に、これに対して強く反対した。

しかしスハルト政権による強権政治の体制下では、これらの声は弾圧され、あるいは一部特権層への懐柔を梃子とした工作等により、これら現地住民の意思は抑圧され、住民は全く非自発的に移転せしめられていったのである。

③ ところで、そもそも一定の住民が、その居住空間において住み続ける基本的権利は、「居住権」として、すでに国際的に確立された権利として承認されており、そして、世界人権宣言17条2項「何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない」から導き出される必然的な帰結は「強制移住の禁止」の原則と「住民同意」の原則である。これらの原則はいくつかの国際条約や国際機関の宣言・ガイドラインのうちにも確認されてきているところである。

i 国際人権規約

その典型が、被告日本国も締結批准している国際人権規約である。すなわち1966年国連総会において採択された「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、いわゆる「社会権規約」（国際人権A規約）は、その11条1項において

「この規約の締約国は、自己及びその家族のための適切な・・・住居を内容とする適切な生活水準についての、ならびに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利を認める。」

と宣明している。

そして、「人間固有の尊厳に由来するこの権利」（規約前文第2パラグ

ラフ) を実効あらしむるために設けられた規約委員会制度において、「居住権」の重要性は繰り返し確認され、人権委員会に報告・承認され、更には国連社会経済理事会に報告され承認されて、これらは国連人権規約上の規範力を付与されてきた。

例えば、1993年3月には第49回国連人権委員会総会は「強制立ち退きに関する決議」を行った。これによると

「強制立ち退きなる行為は、人や家族や集団を無理矢理に家庭やコミュニティから連れ去ることによって、ホームレス状態を悪化させ、住宅と生活条件を劣悪にするものである。」

「強制立ち退きとホームレス問題は、社会的な対立と不平等を先鋭化し、常に社会の中で最も貧しくまた社会的経済的環境的政治的に、最も不遇で弱い立場にある人々に対して影響するものである。」

として

「強制立ち退きを防ぐ究極の法的責任は政府にある」

「国際機関は、適切な保護や補償のないまま、人々を大規模に追い立てたり移転させたりする事業に関わるのを、慎重に避けるべきである。」

と、宣言している。

あるいは、

「強制立ち退き行為は、人権なかんづく適切な住宅への権利に対する重大な違反である。」

と宣明された。

国連人権委員会が、このように固有の人権として居住権を宣明するに至ったのは、「開発」の名による都市部の再開発事業や巨大ダム建設による強制立ち退きの結果による大規模な難民状況による非人間的悲慘が、深刻に憂慮されたことによる。

ii ILO条約

国際労働機関（以下、「ILO」という）は、1957年6月26日、

「独立国における先住民その他の部族民の保護と統合に関する条約」（ILO 107号条約）を採択した。その目的は、先住民、少数民族などの伝統的
社会のために、この社会全体による集団的所有権ともいべきものが尊重さ
れるべきことを定めることにあった。

しかしながら、この条約には、名称からも知られるように、統合主義の考
え方が導入されていた。そのため、条約から統合主義の色彩を取り除くべき
であるとの批判がなされてきた。

このような批判に応じて、条約を改正するための交渉が積み重ねられてき
た結果、1989年6月24日に新条約が採択された。新条約の名称は、「独
立国における先住民その他の部族民に関する条約」（ILO 169号条約）
と改められた。新条約では、先住民社会の土地所有権と利用権の尊重義務に
ついて、14項1項には、次のように規定されている。

「関係住民が伝統的に占有している土地に対して、これらの住民の
所有権が、認められなければならない。また、関係住民によって 排
他的に占有されているのではないが、これらの住民が生存上の必要お
よび伝統的な活動のために長年にわたって出入りしてきている土地
の利用権を保護するための措置が、適当な場合には取られなければな
らない。この点で、遊牧民と移動耕作者の立場に対して、特別な配慮
が払われなければならない。」

そして、「強制移住の禁止」の原則と「住民同意」の原則については、同
条約の16条において、以下のような内容で規定されている。

「（一）この条の以下の各項に従うことを条件として、関係住民は、
彼らが占有している土地から立ち退かされてはならない。

（二）例外的な措置として、これらの住民の立ち退きが必要であ
ると判断される場合には、このような立ち退きは、当該住民に十分
な情報が与えられ、かつ彼らの自由な同意が得られるときにのみ行

われるものとする。彼らの同意が得られない場合には、こうした立ち退きは、適当な場合には公聴会を含めて、国内法令によって定められる適正な手続きに基づいてのみ行われるものとする。このような手続きは、関係住民の意向が十分に代表される機会を備えていなければならない。

(三) 立ち退きのための理由がなくなる場合には、これらの住民は、可能な限り早期に、自らの伝統的な土地に帰る権利を有するものとする。

(四) こうした帰還が不可能な場合には、これらの住民は、協定の定めるところにより、またはこのような協定がない時には、適正な手続きにより、少なくとも彼らが以前に占有していた土地に匹敵する同質の土地と法的地位を最大限に与えられなければならない。このような土地は、これらの住民の現在のニーズを満たすとともに、また将来の発展の機会を提供するにふさわしいものでなければならない。関係住民が金銭または現物での補償の方を選ぶ場合には、彼らには、適当な保証の下に、このような補償が与えられなければならない。

(五) このような立ち退きにより何らかの損失または被害を受けた人は、十分に補償されなければならない。」

この条約は、先住民の土地所有権と利用権の尊重を定めたものである。また、日本は、この条約には加盟していない。しかしながら、ここに掲げられている基本原則と手続きは、先進国および開発途上国を問わず、また先住民の居住地域であるかどうかを問わず、世界のいずれの地域においても、当然に尊重されるべき事柄であると言える。

ii 世界銀行の非自発的移住ガイドライン

世界銀行は、1979年に、非自発的移住ガイドラインの策定作業に着手

した。その結果、1980年2月には、「世界銀行融資プロジェクトにおける非自発的移住に関連した社会問題」と題された業務マニュアル書が策定された。

その後、世界銀行は、この業務マニュアル書の改訂作業に着手した。その結果、1986年10月10日には、「世界銀行融資プロジェクトにおける非自発的移住の取り扱いに関する業務政策問題」と題された業務政策覚書が作成された。

さらに、その後、世界銀行内部では、この覚書を業務指令の地位にまで高めるための検討作業が続けられた。その結果、1990年6月29日には、「非自発的移住」に関する業務指令が作成された。そして、前記の業務マニュアル書と覚書は、新たな業務指令と取り替えられることとなった。この業務指令のうちに掲げられている非自発的移住に関する基本政策は、以下のよう内容である。

(一) 非自発的移住は、移住者への悪影響が大きいが故に、可能な限り避けられるか、ないしは最小限にとどめられるべきである。

(二) 立ち退きが不可避な場合には、移住計画が策定されるべきである。移住計画は、プロジェクト立案の不可欠の一部として位置づけられるべきである。

(三) 移住者が、以前の生活水準および所得獲得能力を改善するか、ないしは少なくとも回復できるようにすべきである。

(四) 立ち退き者に対しては、①立ち退きコストに見合う損失補償が行われるべきであり、②プロジェクトの利益を共有する機会を与えられるべきであり、③移転に際して、また移転先での過渡的期間に対して、支援が供与されるべきである。

(五) 移住による悪影響を緩和するために、社会共同体としての集団的な移住に配慮すべきであり、また社会・文化環境および自然環境への違和感を軽減するために、できるだけ近距離に移住地が設けられる

べきである。

(六) 移住計画の策定にあたっては、移住者と受け入れ住民の双方の参加が助長されるべきである。移転と再定住のプロセスにおいては、既存の社会的および文化的な組織が、活用されるべきである。

(七) 移住地の立案にあたっては、移住者の新たな共同体が、地域の社会・経済構造に溶け込めるような形で、必要なインフラとサービスが備えられるべきである。

(八) 移住者の受け入れ先の社会共同体が、人口増加のために被る社会的・環境的な悪影響を緩和するために、かかる共同体への支援が供与されるべきである。

(九) 先住民、少数民族、遊牧民、その他の社会集団が、プロジェクトのために収容される土地またはその他の資源に対する非公式の慣習的権利を有しているような場合には、これらの人々に対しては、適切な代替地、インフラ、その他の補償が供与されるべきである。これらの人々が収容される土地に対して法的権原を有していないことが、これらの人々に対する補償および再定住の供与を拒否する理由となってはならない。

以上の基本政策のうち、とりわけ注目されるのは、「立ち退き者が以前に享受していた生活水準を改善するか、ないしは少なくとも回復すること」という要件が掲げられていることである。しかし、実際問題として、この要件を充足することは、極めて難しいと言わねばならない。とりわけ、河川、海浜、森林などの自然の恵みに依拠して生活していた人々を立ち退かせて、以前の生活と同等ないしはそれ以上の生活水準を確保するというようなことは、実際には困難である。

立ち退き者の生活水準の回復ないしは改善という要件を充足することが難しいことについては、世界銀行も、これを認めている。この点について、世界銀行報告書では「立ち退き」と「生活再建」の問題とを区別する必要

があるとして、次のように指摘している。

「立ち退きは、あるプロジェクトが社会全体の利益のために進められるにあたって、土地その他の資産がいかにか取用されるかにかかわっている。これに対して、生活再建は、立ち退かされた人々の運命にかかわっている。理論的には、これらの二つのプロセスは、それぞれが、単一の連続事業の一部を構成している。しかし、実際には、前者が、必ずしも後者を伴うとは限らない。」

要するに、これまでの移住実行においては、もっぱら「立ち退き」の側面に関心が注がれてきており、「生活再建」の側面が軽視されてきたというのである。それ故、「生活再建」という尺度から眺めるとき、報告書では、成功例がほとんどないことを認めて、次のように述べている。

「移住者が、同等ないしは生活水準を回復するという点では、成功してきているプロジェクトはあまりにも少なく、また不満足な実行状況が、未だに広く行き渡っている。投資プロジェクトの多くの結果を眺めてみると、予期されていたプロジェクト利益は得られていないし、また世界銀行の政策目標とも合致していない。」

なお、世界銀行の業務指令においては、「土地には土地を」の移住指針も掲げられている。この点については、次のように述べられている。

「経験の示すところによれば、金銭補償だけでは、通常は不十分である。……農業中心の社会基盤から立ち退かされる人々に対しては、土地基盤の移住戦略が優先されるべきである。適当な土地が確保できない場合には、雇用ないしは自営の機会を創出する方向において打ち立てられた非土地基盤戦略が用いられることもできる。」

このように、世界銀行ガイドラインにおいては、「土地には土地を」の移住指針が掲げられているのではあるが、実際には、世界銀行貸し出しプロジェクトにおいては、この移住指針は、ほとんど適用されてきておらず、大抵の場合には金銭補償にとどまってきている。世界銀行も、この事実を認めて

いる。この点については、世界銀行報告書では、以下のように述べられている。

「農村地域における立ち退き活動の主要形態は、立ち退き世帯に代替地を提供することである。大抵の場合に、『土地には土地を』の戦略は、現金補償の支払いよりも、はるかに優れた結果をもたらしている。もっぱら金銭での補償を行うことを旨としてきた世界銀行の経験では、特に農村での立ち退きにおいては、多くの場合にマイナスの結果に終わってしまっている。」

iii OECDの「非自発的移住ガイドライン」

世界銀行の「非自発的移住ガイドライン」においては、移住計画の立案と実施にあたっての住民参加の重要性が強調されている。しかし、立ち退き対象者の移住同意という点については何ら触れていない。それ故、世界銀行ガイドラインにおいては、住民同意が得られない場合には、国家権力を用いての強制立ち退きが行われる余地が残されている。

これに対して、経済協力開発機構（OECD）によって1991年に策定された「非自発的移住ガイドライン」（正式には、「開発プロジェクトにおける非自発的な立ち退きと移住に関する援助機関のためのガイドライン」）においては、次のように述べられている。

「プロジェクトによって影響を受ける人々の権利を保護する受け入れ可能な移住計画が含まれていない限り、援助国は住民移住を引き起こすプロジェクトを支援してはならない。」

このようにOECDガイドラインにおいては、移住対象者にとって「受け入れ可能な」移住計画が作成されていない限り、援助国は、プロジェクト支援を行ってはならないとされているのであって、ここには、住民同意の基本原則が黙示されている。この意味で、OECDガイドラインにおいては、世界銀行ガイドラインにおけるよりも、移住対象住民の人権保護の観点が一層

強く反映されていると言える。

OECDガイドラインにおいてはまた、「土地には土地を」の移住指針についても、これを明確に掲げ、次のように述べられている。

「農村移住者については、『土地には土地を』のアプローチ、つまり失われた土地に少なくとも見合うような生産的潜在性を有する代替地を提供するというアプローチを助長することが望ましい。」

④ 本件ダム建設にあたっては、原告らの同意は取られていない。まさに非自発的移住であって、上記のような国際条約やガイドライン等に反することは明白であり、違法である。

(5) 3条件の不履行

① さらに、本件においては、日本国がインドネシア共和国政府に対するODA供与にあたって、いわゆる「3条件」と呼ばれる条件を付していた。すなわち、日本国は、3条件をODA供与の前提としており、この3条件が遵守されることを条件にODA供与を行うことになっており、これは、日本国のODA史上初めてのことであった。この3条件の内容は、1999年5月17日の国会答弁によると、以下のとおりである。

- i 事業対象地に生息する全ての象を適切な保護区に移転するようにしなければならない。
- ii 事業により影響を受ける世帯の生活水準が移転以前と同等かそれ以上のものが確保されなければならない。
- iii 事業により影響を受ける世帯の移転合意は公正かつ平等な手続きを経て取り付けられなければならない。

なお、インドネシア共和国におけるマスコミ誌「プロスペクト」においては、3条件の内容は、以下のとおり報道されている

- i 立ち退き対象となっている全ての世帯主が、他の場所に移転する用意がある旨を、個別的に一単に共同体の指導者の同意だけでは十分ではな

い—表明しなければならない。

ii 補償金の支払のための目録作成と実施にあたっては、住民は価額評価の決定過程に参加しなければならない—政府側のみで一方向的に定められてはならない。

iii 貯水池の予定地域に生存する全ての野生生物、特に30頭の象が、良好に取り扱われ、絶滅させられてはならない。

そして、この3条件については、外務省は、「モデル・ケース」と喧伝し、上記国会質疑においても3条件が遵守されている旨答弁しているところであるが、前記第5の1記載のとおり、現実には、全く遵守されていない。

② そもそも3条件とは、それが履行されない場合には、ODA支出を中止するという趣旨のODA支出にあたっての前提事項であったと解されるべきものであり、日本国は、3条件が遵守されない間は、ODA支出を凍結すべき立場にあった。

そして、本件ダム建設によって生じた被害の実態や現地住民の対応などから明らかなおおりに、3条件は全く遵守されておらず、漫然とODA支出を凍結しないままでいたのであり、日本国は、自ら付した3条件にも違反しているのである。

2 共同不法行為

第3「本訴訟の前提～ODAについて」及び第4「本件ダム建設を巡る事実の経過」において見たとおり、本件においては、東電設計がプロジェクト・ファイナディングを行い、JICAがその東電設計に委託してフィージビリティ・スタディを作成せしめ、OECFがインドネシア共和国政府と借款契約を締結し、総額311億7700万円の円借款契約を締結し、本件ダム建設に至り、その後のプロジェクト監理を東電設計が受注している。そして、円借款供与の最終的な責任主体が日本国である。

本件ダム建設計画は、以上のような各被告関与のもと、完遂され、その結果、第6「本件ダム建設によって生じた被害」記載の原告らに対する被害を生ぜし

めたものであって、各被告は、互いに関連共同性を有することは明らかである。

3 各被告らの有責性

(1) 日本国の有責性

① 未必の故意

i 第5「本件ダム建設計画に対する現地住民の対応等」から明らかなどおり、1990年から現地住民による本件ダム建設反対運動が始まり、同年4月には、日本経済新聞において本件ダム建設による環境破壊について報道されている。そして、1990年8月に鷺見一夫横浜市立大学教授や堂本暁子参議院議員らが現地調査入りし、9月には、鷺見一夫教授らが日本国に本件ダム建設へのODA供与の中止を申し入れており、1991年7月～9月にかけて、現地住民代表がジャカルタで日本大使館・OECD事務所へ声明文を渡し、現地代表が来日し被告国に対して中止を申し入れている。さらに、1990年4月以降、度々にわたって国会において本件ダム建設の問題を巡って質疑が行われている。

すなわち、1990年以降、日本国は、現地住民をはじめとして関係各方面から、本件ダム建設によって被害が生じていること、あるいは被害が生じるであろうことを縷々指摘されてきたという経緯が存するのである。

例えば、国会（第121回国会参議院環境特別委員会）においては堂本暁子参議院議員から次のとおりの指摘がなされている。

「これは相手の国の状況ですと大変に信頼できないものがございませぬ。私は去年、現地に参加しまして住民一人一人に、全部聞いたわけじゃありません、二万人も住んでいるんですから。しかし、そこへ入って行ってどうなのかと聞いた。反対すれば銃でおどかされる。実際そうなんです。調査するときに軍隊が入って銃でおどかしているという状況のもとで、だれが反対ですと言えますか。そういった政府の報告を信用なさるのかどうか。現にそれでも七百人の反対署名がジャカルタの

日本大使館には届いているはずですが。そういったような状況にあることを相手国に、もし何だったら私自身が録音もとってきています。住民一人一人が本当は離れたくない。大体平らなところなんです、ずっと。何でこんなところにダムをつくるのか私は全く理解に苦しむ。そういったところにこれからなぜ三百億もの金をかけて、日本がお金を貸してつくるのかということが私には大変に納得のいかないところです。ここで水没する熱帯林、熱帯林を保存しなければいけないということをする環境の面では日本は主張していながら、一方でそういったものをどんどん計画としてインドネシアと一緒に進めている。融資なさる。これはやはりおかしいのではないか。これは少なくとも動物、それから住んでいる方については、どうしてもそこから離れたくないけれども、銃でおどかされているから仕方がないんだということでみんなおびえているわけです。ですから、本当の合意というのは私は得られないと思っております。こういった巨大ダムをつくって熱帯林を埋没させる。それから住民が立ち退く。そして、スマトラゾウが移転される先はもう既に七十頭もの象がすんでいて、象は縄張り争いをするのでそこでは大変すみにくいそうですし、大体熱帯林がなくなったときにその中のあらゆる生物的多様性は壊されてしまいます。今、日本もバイオダイバーシティの条約をつくろうとしてそこに参加している最中です。その片方の手で今大臣がやるおっしゃったような国際協力をしよう、片方の手でそういった破壊の方に融資をする。これは相手国側の責任といつも外務省はおっしゃいますけれども、それだけで済むのかどうか、そこに大変疑問を持ちます。それから、きょうは経企庁もいらしていただいていると思いますけれども、速やかにこれは代替の案、これだけの熱帯林を壊さない、それから動物なりその生態系を壊さない方法、ソーラーということもありましょう。もっ

と小さい規模の発電ということもありましょう。大体私の見た限りは近くに工場もございません。住民もばらばらとしか住んでいないんです。どうしてこんなところにこんな大きなダムを建設しなければならないのか大変疑問を持ちました。

外務省とそれから経済企画庁からきちんとしたそこに対しての御答弁をいただきたいと思います。」

第145回国会参議院行政監視委員会においては、富樫練三参議院議員から、以下のように、更に詳細な問題の指摘がなされている。

「例えばコタパンジャン・ダムの建設の場合ですけれども、一万七千人が立ち退きを迫られた。水没予定地の集落では、同意書に署名した家々の壁に通し番号がペンキで書かれたり、だれが同意していないか一目でわかるようにされてしまったり、あるいは現地の村々では集会が禁止されて軍隊や警察の威嚇行為にさらされて署名をする、こういう状況であります。しかも、移転補償費は極端に低い、移転先での住民の生活は移転前よりも下がっているとNGO組織が報告しているわけなんです。」

「という三つの条件を付して円借款を行ったわけですね。ところが、その点に関して、例えばこのダムの場合水没面積が百二十四平方キロ、十カ村、五千戸、一万七千人の立ち退きが迫られた。

読売新聞の現地取材によれば、水没予定地の集落では、同意書に署名した家々の壁に通し番号がペンキで書かれ、だれが同意していないか一目でわかる形で署名集めが進められていた。また、ある雑誌では、現地の村々では集会が禁止され、軍隊、警察の威嚇行為にさらされている、そして署名が迫られる、こういう報告もされております。そして、日本に直訴にやってきましたラハマツトさんという方、四省庁も会っているはずなんだけれども、地方政府の役人が補償の対象となる土地、家、樹木などのリストに関する膨大な書

類へ署名を求める際についでに移転承諾書の署名もとったとか、あるいはこれに署名しなければいかなる補償も受けられなくなる、こ
うやっておどかして判こをもらっていたと、こういうわけなんです。
そうすると、先ほどの三項目の中の借款契約の条件、住民の移転合
意は公正かつ平等な手続を経て取りつけられなければならないとい
う日本側が出した条件は守られていないじゃないですか。どうな
んですか。」

「外務省の報告でもそういうふうに言っているんだけど、手続上
正しかったかどうかを聞いているんじゃないんです。どういう形でそ
の判こがとられたのかということを知っているわけなんです。しかも、
今、移転補償の問題もありましたけれども、移転補償費は極端に低い。
例えばゴムの木の場合には、一本時価で二万ルピアぐらいなだけで
ども、インドネシア政府の補償基準は二千ルピア、十分の一なんです
ね。土地や家屋、畑なども極端に低い。とても応じられるような条件
ではなかったと。NGOの組織でありますインドネシア民主化支援ネ
ットワークの現地調査、これによると移転した先で約半数の住民の生
活水準は移転前より下がっている、こういうふうに報告されてお
ります。この報告では、特に外務省の報告では所得対策としてプランテ
ーション作物の供与、作付二ヘクタールと書かれているけれども、実
際には移転から四年たった現在でもまだゴムは育っていない、苗木さ
え植えられていないところもある、ゴムは植えてから収穫できるよう
になるまで早くても五年、平均七年かかる、収入が大幅に減ってどう
やって暮らせばいいのかという問題を現在も抱えている、そのほかにも
補償金の支払いや電力供給の問題、飲料水確保の困難、こういう問題
があって政府が公表している現状とは大分かけ離れた状態のまま残
されている、こういうふうに報告されているんですね。

この点でも借款契約の条件、事業により影響を受ける世帯の生活水準は移転以前と同等かそれ以上のものが確保されなければならない、これと実態が全然違うじゃないですか。現在でもそうだ、こういうふうに言われているわけなんですね。どうなんですか。」

ii また、一方で、1991年10月、当時の外務省有償資金協力課長であった前述の石橋は、インドネシア共和国を訪問し、インドネシア共和国政府関係者に対して、以下のような発言をする。

例えば、住民移転についての同意取得や補償の問題については

「90年12月にイ政府は現地住民に対しプロジェクト実施と住民移転について説明を始めた様であるが、住民の一部には情報について十分知らされなかったことでもあり、補償単価等についても不満が生じているようだ。今年9月に農民が日本とインドネシアのNGOに伴われて来日し、本件プロジェクトについて日本の関係者に訴えて回った」

と述べており、現地では、必ずしも同意書の取得が完全になされていないこと及び補償についても不完全であることについて懸念を述べている。

そして、住民の移転先についても

「ゴムは何年目から収益を生むのか」

「移住させられる農民は、自分の見るところ、他の農村地域に比し、恵まれた恩恵を受けてきたゆたかな農村達であり、彼らが現状の移転地のあれ果てたすがたをめにすれば将来に不安をいだいたとしても当然であろう」

「現住地は、稲作に加え、換金作物としてのココナッツ、ゴム等もあり、収入基盤が比較的しっかりしていてゆたかの様だ。一方、整備途上の現状で比較するのも良くないが、移転先は、全ての木を伐採し焼き払ったままで、まだみどりもなく、これでは移転に不安を感じる者が出て仕方のない状況に見える」

と述べ、移転先では必ずしも移転前と同様の農業収益を住民が享受できない

こと及び移転先が「あれ果てたすがた」である旨述べている。

- iii さらに、1992年9月、当時の外務省有償資金協力課長である佐藤重和は、インドネシア共和国を訪問し、インドネシア共和国政府関係者に対して、以下のように発言する。

「問題点としては、現在井戸水が充分ではない」

「非水没地の補償問題については、政府はダム湖の対岸のみを補償対象とする意向であると承知するが、全ての土地を補償してほしい。因に住民はまだ1161ブロックの土地について、水没が予測されているのに補償費が支払われていないとして苦情を申し入れている（注：政府側は水没予定地の補償未払い地は80ブロックとしている）」

と言及していることから明らかなとおり、この1992年9月の時点でも移転先が居住地として不十分なものであり、かつ移転についての補償も未だに完全になされていないことは外務省関係者においても認識していたところであったのである。

- iv 以上の経緯からすると、日本国は、少なくとも現地住民の反対運動が展開され始めた1990年の時点において、本件ダム建設によって、現地住民らに対して被害が生じていることあるいは被害が生じるであろうことは認識していたはずである。

- v しかしながら、一方で、石橋が1991年10月、次のような発言をしていることから明らかなとおり、日本国は、何が何でも本件ダム建設計画を推進・完遂しようとしていた。

「ご承知のとおり、インドのナルマダ・ダムはNGOらの反対によってたなごらしの事態に追い込まれているが、もしも本件で同じような事態が起こるとなれば、このプロジェクトにとどまらず、日本のイに対するODA全体にも重大な影響を与えかねないことを理解して欲しい」

「しかし、今日くすぶり始めた問題の扱いに失敗し、それを速やかにちんせい化出来ないと、ことは大きくなりかねない。万が一にもナルマダの二の舞のような事態に追い込まれることになれば、NGOはどの事案でもストップ出来ると思いつむことになる。それを防ぐ為にも、本件をポジティブなモデルケースにすることが肝要」

「これからの6カ月間が非常に重要な期間で、この間に反対派の熱を冷ましてしまわないと来春のIGGIの準備をするころ、対IODAがマスコミを含め、批判にされされかねず、そうした状況はわれわれの対応を一層困難なものにする」

すなわち、後述のとおり、インドのナルマダ・ダムとは本件と同様に日本国のODAによりダムを建設しようとしたが、環境破壊・住民の移転問題などから現地住民・NGOなどからの反対によりODA供与が凍結された事例であるが、石橋は、本件ダム建設計画がこのナルマダ・ダムの「二の舞」にならないようにとの懸念の意を表しており、いかなる被害が生じようとも、本件ダム建設計画を推進・完遂しようとの意図を持っていたこと、そして、さらには、IGGIとはインドネシア共和国に対してODAを供与している諸援助国及び諸機関の会議のことを指すが、そのIGGIが始まる前に本件ダム建設計画に対する反対の声を封じようとの意図を持っていたことが認められるのである。

かかる事実からすると、日本国は、本件ダム建設計画によって現地住民に対して被害が生じていたことあるいは被害が生じるであろうことの認識を持ち、さらにはその被害発生について認容していたものと言わざるを得ないのである。

よって、日本国は、被害発生について未必の故意を有していた。

② 有過失

仮に、日本国において上記のように未必の故意が認められないとしても、少

なくとも過失は認められる。

- i まず、第5「本件ダム建設計画に対する現地住民の対応等」記載の経緯から明らかなおり、日本国は、被害の発生を予見し得た。
- ii 次に、現地住民などに生じる被害を回避する手段は、即ち、本件ダム建設計画への融資の凍結であると認められるところ、日本国においては、現実においても本件ダム建設計画を凍結し得た。

ここでインドのナルマダ・ダム（Narmada Dam）の事例が参考になる。

ナルマダ・ダムの建設にあたって、日本国は、本件ダム同様に建設資金を一旦はODA供与することとなったが、後にODA供与が中止されたのである。ナルマダ・ダム建設計画は、インド西部ナルマダ川に3000以上の大・中・小のダムを建設するという壮大な構想の開発計画で、世界銀行が1985年にインド政府への4億5000万ドルの融資を決定し、日本国もこれに協調し、29億5000万円を融資することになった。しかし、甚大な環境的影響と20万人を超える強制立ち退き問題など、現地で激しい抗議行動が起き、米国内で環境NGOが世界銀行、米国議会などに強力に中止を要求した。1989年10月には、米国議会ナルマダ・ダム・プロジェクトに関する特別聴聞会関係委員長と議員が世界銀行にプロジェクト中止要請の書簡を送り、1990年4月～6月には、日本の国会でナルマダ・ダム建設計画に関する質疑応答がされた。そして、1990年6月、追加融資をしない旨表明したのである。

このように、ナルマダ・ダム建設にあたってのODA供与中止にあたっては、ダム建設にあたって生じる環境問題とダム建設地域に居住する住民の移転問題を理由として、ODA供与が中止されるに至ったわけであるが、本件ダム建設にあっても同様の問題が生じており、ナルマダ・ダムとことさらに別異に解する何らの特別の理由もなかったのであって、日本国としては、本件ダム建設にあたってナルマダ・ダムと同様の問題が生じていることが認識し得た段階でODA供与を中止すべきで

あったのである。

iii 以上により、仮に、日本国において未必の故意が認められなくとも、少なくとも過失が認められることは明らかである。

③ 自然生態系侵害の故意

被告日本国は、本件プロジェクトの遂行が原告自然生態系に重大な侵害をもたらすことを認識しつつ、プロジェクトを遂行した。

1984年3月に作成された「コタパンジャン水力発電開発計画調査報告書」は、被告日本国が、被告JICAに委託し、さらに被告JICAから委託を受けた被告東電設計株式会社が作成したものである。

同調査報告書には、「州林野局によると、カンパル・カナン川、マハット川周辺の森林地区は、一部の調査許可地区を含め、保護地区に指定されており、湛水区域内に水没する森林資源に対する補償問題は発生しないことが判明した。」と記載されており、保護地区に指定された森林までも水没することは認識されていた。

インドネシア政府は、1979年から森林資源の保全を重点政策としており、1982年にはアジア最大の熱帯降雨林を誇る東カリマンタンで大森林火災が発生し、36万立方メートルの樹木が消失するという事態もおきていた。

それにもかかわらず、保護地区に指定された森林であるが故に補償問題は生ぜず、開発適地と考えられているのであって、その森林破壊に対する認識は確信犯的ですらある。

さらに、同報告書には「ムアラタクス遺跡付近には象が出現すると言われており、地元住民の証言によれば、遺跡の北方、カンパルカナン川対岸（左岸）の8.5キロメートル奥地が象の生息地ではないかと推測されている。その地区は水没はしないが、象の生活圏、行動範囲に影響を及ぼすことが考えられるので、必要な場合は象の散歩道の設定、又は象の定住圏への移動を提案する。」と記載されており、さらに、1988年3月にインドネシア国営電力公社が作

成した「環境管理計画」によれば、本件ダム貯水池の造成により影響を受ける動物種としてスマトラゾウの他にスマトラトラ、鹿、スマトラ森林ヤギ、マレーグマ、犀鳥、テナガザルが、上流に移動する種類の魚として、パティン（*Pangasius pangasius*）、バラウ（*Hampala bimaculata*）、タパ（*Notopterus chitala*）、セラリスの種類（*Cryptoterus sp* および *Siluroides sp*）等もあげられている。

したがって、被告日本国は、これら動物に重大な侵害が生ずることをも認識していた。

1973年3月3日に作成された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（ワシントン条約）は、前文に「締約国は、美しくかつ多様な形体を有する野生動植物が現在および将来の世代のために保護されなければならない地球の自然の系のかげがえのない一部であることを認識し、・・・次のとおり協定した。」と規定している。被告日本国は、同年4月30日に署名しており、野生動植物は自然生態系の一部であることの認識は、遅くともこのころから有していた。

1992年6月5日、日本において制定された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」は、「野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として人類の豊かな生活に欠かすことのできないものであること」（同法第1条）の認識の上に立っている。

したがって、被告日本国は、一定地域の動植物はそれが独立して存在しているのではなく、生態系の一部として存在していることを当然認識していたのであって、本件ダム建設に対する融資、工事施工より、前記動植物はむろんのこと、地域の自然生態系そのものの破壊に至ることを認識していたのである。

(2) 東電設計の違法性有責性

① 東電設計の役割

東電設計は、本件ダム建設計画全体の監理を受託したプロジェクト監理会社であった。すなわち、本件ダム建設計画をプロジェクト・ファイナディングの段階

から関与し、JICAの依頼のもと、フィージビリティ・スタディの作成及びエンジニアリング・サービス借款による詳細設計の作成、そして建設工事本体のプロジェクト監理契約と終始一貫して本件ダム建設計画を主導してきたのが東電設計なのである。

② 要請主義の潜脱

第3「本訴訟の前提～ODAについて」において問題点として指摘したように、日本国のODAにおいては、被援助国からの「要請」を前提とする建前となっているが、実際は、東電設計のような日本企業がプロジェクト・ファイナディングを行い、融資案件を発掘してくるのが実態である。

このように日本国が建前とする要請主義を率先して潜脱しているのが本件のプロジェクト・ファイナディングを行った東電設計なのである。

③ フィージビリティ・スタディの欺瞞性

i 架空の電力需要

ア 本件ダムは一応は多目的ダムとされ、洪水制御・灌漑・観光開発・養魚などの目的が掲げられたのであるが、主要目的とされたのは、発電である。すなわち、フィージビリティ・スタディ報告書によれば、以下のとおりである。

まず「コタパンジャン水力発電プロジェクトは、リアウ州の急増する電力需要を賄うとともに、州内の電化を促進して地域住民の生活水準の向上をはかるため、重要なプロジェクトである。プロジェクトの完成により従来、制約されていた電力供給が解消し、新たな電力需要に対応することができる。又、これを機にリアウ州内の送電線ネットワークが完成し、今まで電力の恩恵を受けなかった地域の電化率は飛躍的に上昇することになる」（11頁）とあるように、リアウ州においては将来的に電力需要が飛躍的に増大するとされている。

そして本件ダムは「同プロジェクトは、リアウ州の急増する電力需要を賄うとともに、州の電化率の向上を促進しようとするものである。又、ダ

ムの完成により、下流の洪水緩和、かんがい用水増加等の効果もあり、同州の地域開発の根幹となる重要なプロジェクトである」（４頁）とあるように、主として急増する電力需要に対応するための発電用のダムと位置づけられている。

そして、その電力需要の具体的な見込みについては「予測の結果は、リアウ州では２０００年の電力需要１２６０．２GWh及びピーク負荷２８７．７MWとなり、１９８１年の実績４５．８GWh及び１２．３MWと対比するとそれぞれ約２７．５倍及び２３．４倍となり、１９カ年の年平均増加率はそれぞれ１９％及び１８％と予測された。又、コトパンジャン発電所が完成するまでの１９８１～１９９１年の１０カ年についてみると、この間の電力需要の年平均増加率は２９％と非常に高い値が予測された」（５頁）と予測されている。

イ しかしながら、電力需要の見込みは、フィージビリティ・スタディ報告書作成当時においても、また現在においても、以下のとおり、全く根拠のないものであった。

すなわち、（ア）リアウ州での人口密度は、フィージビリティによれば、一平方キロメートル当たり約２４人にすぎず、また、近くに大規模工業地帯があったわけではなく、このような状況下では、本件ダムのような発電量の大きなダムを作らなければならない必然性はない。（イ）また、リアウ州において電力需要が急増するとの見込みについても、急増する電力需要なるものは、現実のものではなく、単なる架空の見込み需要にすぎなかった。つまり、今後ジャワからスマトラへの「集団移住計画」が進展するにつれて、電力需要が逼迫してくるという仮定が前提であったのである。この「集団移住計画」とは、スハルト大統領の下のいわゆるスハルト・ファミリーが押し進めようとしていた、リアウ州における大規模ゴム園・油ヤシ園・大豆農園建設のための労働力確保にともなう人口移住計画であっ

たが、1998年にスハルト政権が倒れ、この計画が頓挫してしまい「集団移住計画」も中止されてしまった。それ故、現在においては、この仮定的電力需要の見込みさえも根拠を失っているのである。

ii 本件ダム建設による影響についての誤った予測

ア フィージビリティ・スタディ報告書によれば、本件ダム建設による水没地域は、「貯水池の湛水により水没する主要物件は、家屋2644戸、田地3864ha、公共施設162件、国道25.3km、州道27.2km等」（7頁）、「計画区域内の『村落調査』を実施した結果、ダム建設に伴い直接的に影響を受ける村落は、リアウ州及び西スマトラ州にまたがる10カ村になることが判明した。常時満水位（HWL）を85.00mと設定すると貯水池面積は124km²に達し、その中で水没家屋は2644戸となり、家族数では2990家族、水没水田は3864ha」（4-19頁）であった。

イ しかしながら、この水没地域の予測も、以下のとおり、完全に誤ったものであった。

すなわち、2002年5月に行なわれた鷲見一夫新潟大学法学部教授らによる現地調査ではフィージビリティ・スタディには上げられていない12ヶ村以上の人々がダム建設の影響を受けていることが明らかとなった。具体的には「第6 本件ダム建設によって生じた被害」で述べたとおり、タンジュン村、バルン村のリアウ州2ヶ村とパンカラン・コト・バル郡の10ヶ村が冠水被害を受けて、住民が移住を余儀なくされたり、生活道路の寸断による交通難を強いられたりしている。また、そもそも移転させられた住民の総数はフィージビリティ・スタディによれば1万3097人となっているが、現時点では約2万3000人の住民が移転させられている。

iii 住民に対する極めて不完全な手当

上記のように、水没地域について予測が極めて杜撰であったことに加え、住民に対する手当についても全く不十分なものであった。

フィージビリティ・スタディによれば「水没住民に対しては、適切な補償と同時に今後移転をめざす再定住地のための候補地として、現在の居住区とできるだけ隣接した開発プロジェクト予定地及び進行中の地点（Transmigration及びPlantation Project）が最優先にとりあげられ、移転により住民の生活水準が向上するように配慮されるべきである。このような観点から州開発計画局（BAPPEDA）と協議のうえ、9ヶ所の移転候補地を選定した」（7頁）、「水没地域の住民にたいしては、移転先の提供について十分な配慮がなされるべきである」（12頁）とあるように、住民に対する手当として①適切な補償及び②移転先の選定が予定され、移転先の選定にあたっては「こうした水没家族に対しては、適切な補償と同時に今後移転をめざす再定住のための候補地が求められるが、JICA調査団は、州開発計画局（BAPPEDA）と協議の上、次の候補地を選定した。・・・又、移転地は現在の居住区とできる限り隣接した開発プロジェクト予定地及び進行中の地点（例：移住、プランテーションプロジェクト）を最優先に取り上げた」（4-19頁）とされている。

そして「こうした対策から、水没に伴う補償及び再定住については、何ら問題が生じないと思われる」（4-21頁）として、上記のような対策で十分であるとの結論を導き出している。

しかしながら、以下のとおり、住民に対するこのような手当では極めて不十分であったことは、明らかであった。

ア 予定された移転先の状態

現地住民の移転先の多くは熱帯林を切り開いて、ブルドーザーで造成された土地であり、表土が洗い流されて、赤土状のラテライトがむき出しの状態になっている。このような土地の状態では、持続的な農業を行うことは不可能であり、到底、従前のような生活を営めない状態であっ

た。

イ 補償額の不当性

フィージビリティ・スタディーでは現地住民に対する補償費について「(6)補償費 水没地域内に住む人々の移転費用として、家屋、水田、耕作地に対する補償を含むものとする。単価は、PLNと協議の上で決定した」(Ⅷ-2頁)と記述されている。

そして、1991年にインドネシア共和国政府が、移転対象の住民約1万5千人に提示した土地の補償金額は、1平方メートル当たり750ルピア(約55円-当時、以下同じ。住民要求は7000ルピアであり、インドネシア共和国政府の提示額の9倍)と極めて低額であった。同様に、ダム水没地区10村の家屋には、1平方メートル当たり13万ルピア(約9500円、住民要求は35万ルピア)であり、ゴムなどのプランテーションは50ルピア(住民要求は3000ルピア、60倍)であった。

そして、重要な生計手段であるゴム、ココヤシ、コーヒー、バナナについてみると、成木1本当たり、

ゴム 2000ルピア(住民要求は15000ルピア)

ココヤシ 4000ルピア(住民要求は40000ルピア)

コーヒー 1600ルピア(住民要求は7000ルピア)

バナナ 2500ルピア(住民要求は6300ルピア)

と政府が提示した補償額と住民の要求額との間には極端な開きがあった。ゴムの木1本から1年に4000ルピアの収益があがり、通常ゴムの成木1本で2万ルピアの価値があるといわれている。またココナツの実1個の値段は400ルピアで1本に約30個の実がつくが(これだけで12000ルピア)、年中交代で実が熟することを考えれば、4000ルピアという政府提示額がいかに不当なものかが理解できる。このよ

うに補償額について、フィージビリティ・スタディによれば「単価はP
LNと協議の上で決定した」とあるが、実際の補償額は非現実的なほど
に低廉であったのである。

iv ミナンカバウ社会への無理解

フィージビリティ・スタディ報告書には原告らの属するミナンカバウ
社会に関する記載が一切ない。

v 自然環境・生態系への影響に関する極めて不完全な調査

フィージビリティ・スタディ報告書によれば、本件ダム貯水池による生
息域の水没により保護が必要な希少動物としてスマトラ象のみがあげられてい
なかった。

しかし、本件ダム貯水池にはその他にも、スマトラ虎やマレーバクなど
国際自然保護連合が絶滅危惧種としてレッドデータ・ブックにあげている希少動
物が生息していた。

④ プロジェクト監理契約の不履行

上記のように、東電設計作成のフィージビリティ・スタディは、極めて杜撰
なものであった。本件ダム建設によって生じた被害は、このような杜撰なフ
ィージビリティ・スタディによって起因されたものであるが、東電設計は、
以降の本件ダム建設についてのプロジェクト監理過程においても、フィジー
ビリティスタディーを再検討・是正することなく、漫然と本件ダム建設計画
を押し進め、貯水を始め、現地住民らに甚大な被害をもたらしたのである。

また、東電設計のプロジェクト監理契約違反というべき事態は、現地住民ら
に対する被害発生にとどまらず、歴史的遺産のムアラ・タクス寺院遺跡が水没の危機
にさらされるという事態をも生ぜしめている。すなわち、ムアラ・タクス寺院遺跡と
は、本件ダム貯水池に位置する11世紀～12世紀に建立されたと推定されている仏
教寺院であり、フィージビリティ・スタディには、このムアラ・タクス寺院に関して
「貯水池終端のムアラタクス付近に仏教遺跡がある。この遺跡は11世紀から12世

紀に建設されたもので、考古学的、歴史的に重要な文化財である。従って、湛水により水没することがないように、貯水池の満水位は遺跡の敷地の最低標高86.25mよりも低く85mとした。しかし、洪水時（2000年確率）にバックウォーターにより貯水池水位が上昇して一時的に86.39mとなるので、敷地の貯水池に面した位置に堤防を（高さ2.5m、延長1.5km）を設け、浸水を防ぐように計画した。・・・遺跡の保存については、今後、地質等の詳細な調査に基づき、具体的な工法を検討する必要がある」（7頁）と記載されている。しかしながら、現在においてもムアラ・タスク寺院の周辺には堤防が建設されておらず、そのような状態で、本件ダム貯水が始められたのであり、ムアラ・タスク寺院は、現在、水没の危機にさらされているのである。

⑤ 自然生態系侵害の故意・有過失

i 故意

前述のように、1984年3月に作成された「コタパンジャン水力発電開発計画調査報告書」は、被告日本国が、被告JICAの前身である国際協力事業団に委託し、同事業団から委託を受けた被告東電設計株式会社が作成したものである。

同調査報告書には、「州林野局によると、カンパールカナン川、マハット川周辺の森林地区は、一部の調査許可地区を含め、保護地区に指定されており、湛水区域内に水没する森林資源に対する補償問題は発生しないことが判明した。」と記載されており、保護地区に指定された森林までも水没することは認識されていた。

インドネシア政府は、1979年から森林資源の保全を重点政策としており、1982年にはアジア最大の熱帯降雨林を誇る東カリマンタンで大森林火災が発生し、36万立方メートルの樹木が消失するという事態もおきていた。

それにもかかわらず、保護地区に指定された森林であるが故に補償問題は生ぜず、開発適地と考えられているのであって、被告東電設計の森林破壊に対する認識は確信犯的ですらある。

さらに、同報告書には「ムアラタクス遺跡付近には象が出現すると言われ

ており、地元住民の証言によれば、遺跡の北方、カンパールカナン川対岸（左岸）の8.5キロメートル奥地が象の生息地ではないかと推測されている。その地区は水没はしないが、象の生活圏、行動範囲に影響を及ぼすことが考えられるので、必要な場合は象の散歩道の設定、又は象の定住圏への移動を提案する。」と記載されている。

また、1988年3月にインドネシア国営電力公社が作成した「環境管理計画」は、同公社が、被告東電設計とヨドウヤ・カルヤ社に委託し、リアウ大学によって作成されたものである。この「環境管理計画」によれば、本件ダム貯水池の造成により影響を受ける動物種としてスマトラゾウの他にスマトラトラ、鹿、スマトラ森林ヤギ、マレーグマ、犀鳥、テナガザルが、上流に移動する種類の魚として、パティン（*Pangasius pangasius*）、バラウ（*Hampala bimaculata*）、タパ（*Notopterus chitala*）、セラリスの種類（*Cryptoterus sp* および *Siluroides sp*）等もあげられている。したがって、被告東電設計は、当然これら動物に重大な侵害が生ずることをも認識していた。

さらに、被告東電設計は、被告日本国と同様自然生態系そのものに対する侵害の認識もあった。

ii 有過失

仮に、被告東電設計に自然生態系そのものに対する侵害の故意が認められないとしても、野生動植物が自然生態系の一部であることを明らかにした「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（ワシントン条約）および「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」等が立脚する「一定地域の動植物は、それが独立して存在しているのではなく、生態系の一部として存在している。」との観点からの配慮を全く怠り、本件ダム建設に加担し、前記動植物はむろんのこと、地域の自然生態系そのものを破壊したことは重大な過失である。

(3) JICAの違法有責性

① フィージビリティ・スタディの作成

i JICAは、東電設計に委託してフィージビリティ・スタディを作成させた。

そもそも、前述のように、東電設計は、本件ダム建設計画において、プロジェクト・ファインディングの過程から関与しており、自らが本件ダム建設計画の「案件探し」を行った企業であり、そのような立場にある企業は当該案件についてほぼ間違いなく「実行可能」であるとの結論を下すことは容易に想像できることである（即ち、自ら探した「案件」につき、自らが「実行可能」であるとの結論を下すのであって、いわば「お手盛り」の様なものである）。このような企業に引き続きフィージビリティ・スタディを作成させること自体に過失があるものと言わなければならない。

ii そして、現実に東電設計の作成したフィージビリティ・スタディは、前述のとおり、極めて不備の多いものであり、JICAは、このような不備の多いフィージビリティ・スタディを再検討し、不備を是正すべき立場であったところ、漫然とそれを見過ごし、結果、現地住民らに対して甚大な被害を及ぼしたのである。

② 環境ガイドラインの遵守義務違反

i JICAは、1991年2月に「ダム建設計画に係わる環境インパクト調査に関するガイドライン」を作成している。これは本件ダム建設計画のフィージビリティ・スタディ実施後に作成されたガイドラインであるが、ここでは、環境配慮について「開発プロジェクトにより著しい環境インパクトが生じるか否かを調査し、その結果を評価し、必要に応じ、環境インパクトを回避または軽減するような対策を講じることである」(iii頁)と明確に定義し、そのためのダム建設による環境影響に関わる事前評価の必要性について展開している。これは、開発プロジェクトに関わる機関が遵守すべき指針を示し

たものであるが、JICAは、以下のように、かかるガイドラインにも違反しているものと言わざるを得ない。

ii まず、同ガイドラインでは、社会環境に与える影響に関するインパクト調査項目の筆頭に、住民移転についての項目を挙げ、「移転させられる住民の生活基盤の喪失、新たな移住地への社会的、文化的な適応の不安等により、移転させられるダム計画への反対運動の発生、利害関係や内政問題の派生、あるいは民族的対立の激化等がありうる。・・・移転はダム事業の成否を決定する基本的問題である。特に、少数民族が存在しているときには、問題が起こりやすい」と移転問題の重要性を指摘した上で、「対策等」として「1. 移転計画の見直し。2. 十分な経済的・文化的補償の検討。3. 事前の情報公開、伝達、対話等の検討。4. 移転先の生活、経済環境整備」などが挙げられている。

しかし、実際には本件プロジェクトに関して、移転が甚大なる被害を移転住民に及ぼしたことは「第6 本件ダム建設によって生じた被害」でも見たとおりであり、何ら同ガイドラインに規定されているような措置は取られなかった。

iii また、同ガイドラインには「国際自然保護連盟（IUCN）のRed Data Bookに絶滅危惧種あるいは希少種として記載されている種が地域内であれば注意を要する」「当該地方に特有の種があれば慎重な考慮を要する」とし、それに対する「対策」として「動物の移住」などがあげられている。

しかしながら、本件ダム貯水池に生息する野生動物のうち、「移住」の措置が取られたのは、スマトラ象だけであり（それも極めて不十分な措置であった）、他の野生動物については何らの「移住」措置も取られなかったのである。

iv 以上のように、JICAは、漫然と東電設計に対して極めて不備なフィージビリティ・スタディを造らせたのみならず、それ以降も、自ら策定したガイドラインをも遵守せず、何ら「環境インパクトを回避または軽減するような対策」を講じないままであったのである。

(4) J B I C (O E C F) の違法有責性

① 第4記載のとおり、O E C Fは、1985年・1990年・1991年の三度にわたり、インドネシア共和国とO D Aの借款契約を締結しており、1990年・1991年に現地へ調査ミッションを派遣している。そして、前述の1991年9月17日、現地住民代表が来日した際、O E C F担当者も現地住民代表者の応対をしている。

したがって、O E C Fが現地住民に被害が生じるであろうことを予見できたこと、あるいは予見していたことは、日本国と同様である。

② そして、O E C FのO D A供与は、O E C Fが 1989年に策定した「環境配慮のためのガイドライン」にも違反する。

以前から、日本国のO D A供与が世界各地で環境破壊を引き起こしているとの批判があり、そのため1985年以降、日本国における援助機関において、さまざまな環境ガイドラインが策定された。この「環境配慮のためのガイドライン」もその一つで、その序文によれば「近年、環境問題が国際的にも一層重要になってきている状況を踏まえ、環境配慮が効果的・効率的に行われることを確保する」ことを目的とし、「先方借入人が借款申請に先立ち当該案件の計画・準備段階において配慮すべき環境面の諸事項を内容としたものであり、融資機関としてのO E C Fの審査は借入人側が行う環境上の所要の措置等の確認がその主体となる」としている。

そして、環境配慮に際しての基準として、自然環境については「②主要な動物及び植物の生息状況に著しい影響を及ぼさないように措置されること。③貴重な動物及び植物の保護が図られるよう措置されること。」と規定され、社会環境については「既存の環境に著しい影響を及ぼさないように措置されること。」と規定されている（4頁）。

しかしながら、第5の1記載のとおり、本件においては、全く環境のための配慮がなされていないと言わざるを得ない。

O E C Fは、自ら策定した「環境配慮のためのガイドライン」に違反する態

様で、本件ODA供与を行っていたのである。

第9 原告らの被告らに対する請求権

本件ダム建設により原告らが被っている損害は、上記第5章記載のとおりである。

これら被害からの正当な権利回復のために、原告らは被告らに対して、以下のとおりの請求権を有する。

1 原告番号A251番からO939番について

(1) 原状回復

①原状回復の必要性

前記のとおり、本件ダム建設の強行は、原告らの生活維持すら、根本的に困難な状況を現出してしまっている。

②原状回復の妥当性・非代替性

i 原告らが被っている上記のとおり致命的権利侵害状況から、正当に権利回復されることが急務であることは多言を要しない。

ii 従って、この権利回復のためには損害賠償等金銭的措置のみでは全く不十分ないし全く無意味なのであって、何よりもその生活のための必須不可欠の自然環境の保持回復こそが、絶対的な要件である。

iii そのために必要なことは、現在進行している貯水措置を直ちに中止し、森林を水没状況から救出し、従前どおりの良好な自然環境に戻すことである。

これによってのみ、本件ダムによって現代的にも悪化の一方をたどる被害を回復することが出来る。

iv しかして、その実現のためには、本件ダムの水門を開披し、なお、それでも排除しきれない水位において、従前の川の水位を超える部分の貯水を排水することである。そして、この状態を維持して、従前どおりの

流下状態を実現し続けることである。

③原状回復についての、被告らの作為義務の内容

i 原告らは、以上のとおりの原状回復措置を、被告ら日本関係者及び、彼等と共同して本件権利侵害を行い、かつ現に行っているインドネシア共和国・同国電力公社に対して要求する権利を有している。

しかして、本件ダムの所有者・管理者は、本件訴訟の被告である日本国関係者らではなく、上記インドネシア関係者である。

ii そこで原告らとしては、日本国の国家権力の主権作用であり、日本側関係者を被告とする本件訴訟に於ては、本件ダムに対する直接の作為を請求内容とすることはしない。

しかし、共同不法行為者でもある日本側関係者に対して、本件被害回復に必須不可欠である原状回復について、それに資するべき、その立場上最大限の行為をなすことを求めるものである。

iii その内容が、被告らがインドネシア共和国政府及び同国電力公社に対して行うところの、別紙1ないし3記載のとおりの勧告である。

④被告らの作為義務の根拠

i 原告らの人格権に基づく原状回復請求権

ア 人格権の法的根拠は、生命・自由および幸福追求を保障する日本国憲法13条である。深刻な公害や環境破壊は、生命・自由・幸福追求を侵害することは明らかであり、およそ地球上の生物が生存の危機・恐怖にさらされることなく健康で幸福な生活を営むについて不可欠の利益の総和を「人格権」として捉えることができる。

人格権は、立法・行政に対して良好な環境の確保や幸福追求の実現を求める根拠としての側面と、民事訴訟において、権利の侵害に対する原状回復・差止ないし損害賠償を請求する私権としての側面を有する。

以上については、昭和50年の大阪空港控訴審判決（大阪高裁昭和50年11月17日において「およそ、個人の生命、身体の安全、精神的自由は、人

間の生存にもっとも基本的なことがらであって、法律上絶対的に保護されるべきものであることは疑いなく、又人間として生存する以上、平穩、自由で人間たる尊厳にふさわしい生活を営むことも最大限尊重されるべきものであって、憲法一三条はその趣旨に立脚するものであり、同二五条も反面からこれを裏付けていると解することが出来る。このような、個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体を人格権ということが出来る。人格権の内容をなす利益は、人間として生存する以上当然に認められるべき本質的なものであって、これを権利として構成することに何らの妨げはなく、実定法の規定をまたなくても当然に承認されるべき基本的権利である」と述べられているところであり、裁判例においても、生命・身体・精神及び生活に関する利益の総体を人格権として承認している。

以上のように、日本国憲法13条は、私権としての人格権の実定法上の根拠をなすものなのである。

イ 人格権に基づく原状回復請求権

公害を人格権を根拠に差止めることが出来るとの主張は、現在の学会においては通説的な意思を占めており（沢井裕「差止請求の法的構成」『自由と正義』34巻4号7頁）、判例においても、人格権は「物情請求権と同質の権利として、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害行為を予防するため、侵害行為差止請求権を有するものと解すべきである」（最高裁昭和61年6月11日大法廷判決）と述べられているところからも明らかなとおり、人格権を侵害された者が侵害差止請求権を有することは確立された判例・通説である。

ウ 原告らの人格権に基づく原状回復請求権

本件において原告らが置かれている立場は、それぞれ生活又は生存が危機的に脅かされ、致命的な権利侵害状況下に追いやられているというべきであって、まさに人格権が侵害されている状態である。

したがって、原告らは、人格権に基づく原状回復請求権を行使しうる立場にある。

ii 原告らによる債権者代位権の行使

ア インドネシア共和国政府・同国電力公社は、本件ダム建設計画の策定・推進に当たっては、原告ら現地住民の生活保持、十分な補償を約した。また、原告ら動物らに対しても、その生存環境の保全を公約していた。

イ 従って原告らは、インドネシア共和国政府・同国電力公社との間に於て、自分たちの生存・生活維持のための適切な処置を講ずべき事を要求しうべき契約上の地位にあった。

ウ ところで本件ダム建設計画にあつては、被告日本政府は単にその経済的支援・融資のみならず、本件計画の万般について、すなわち住民の移住計画・諸動物の保護計画・ダム基盤の土木工事・ダム建設工事・発電計画・電力配給システムの実施・発電所建設等々、全ての領域に関して計画を策定し、主要な工事を日本の企業が請け負うほか、そもそものプロジェクト全体の監理をなすことを、インドネシア共和国・同国電力公社に約し、その上で個々のにも、被告株式会社東電設計との間に於いてプロジェクト管理契約が締結された。

従って、被告らはインドネシア共和国・同国電力公社に対して、いわゆる3条件を含めて、本件ダム建設・管理が適切に行われ、いささかなりとも原告らの権利に対する不当侵害が生じないように、しかるべく監理をなす契約上の義務を有しているものである。

エ 原告らが現在深刻な被害を被っていること、これらについて原告らがインドネシア共和国・同国電力公社に対して、然るべき権利回復措置を講ずることを要求しうべき地位にあることは前述のとおりであるが、しかし、インドネシア現地の状況は、遺憾ながら、かかる権利回復措置について十分に社会制度が機能することが必ずしも期待できない実情にある。

しかして、原告らの致命的被害は日々に拡大進行している。

オ よって、原告らは生存権等自己の絶対に譲ることの出来ない権利の実現のために、インドネシア共和国政府・同国電力公社が被告らに足しいて有しているところの、適切な監理行為を求める契約上の権利に代位して、これを行行使するものである。

(2)損害賠償請求

また、原告らは、同時に被告らに対して不法行為に基づく損害賠償請求権を有するものであり、原告らそれぞれに生じた損害は金銭評価すると各金500万円を下らない。

2 原告番号P1番について～自然物の生存の権利侵害

1) 従来、自然は権利の客体たりうるにすぎず、主体たりえないないと考えられてきた。

これは、人間中心主義に基づく。法は、人間共同体の規範である以上、権利主体は原則として人間共同体の構成員たる人間に限られるのである。

しかし、現在、人類による地球的規模の環境破壊が、種の多様性、生態系の破壊のみならず人類の生存そのものを脅かし始めており、人間中心主義の考えにも転換の必要がせまられている。

人類は、産業革命以降科学技術、生産量を飛躍的に発展させ、自然を無償で無限の財として消費し続けてきた。進歩というのは物質的な豊かさを意味するようになり、物質文明は自然に対し深刻な打撃を与えるまでになった。化石燃料の大量消費が、大気中の二酸化炭素濃度を増加させることによって、地球温暖化を招き、森林破壊がこれを加速する。化学的に合成されたフロンが、オゾン層を破壊することにより、紫外線量を増加させ、生命活動に重大なダメージを与える。さらには、熱帯地方で散布された殺虫剤、農薬が、蒸発、移動し、極地の動物の体内にまで蓄積される。

このような、人類の活動による地球的規模での自然破壊の拡大は、単に人類以外の種の絶滅を増大させるのみならず、人類自身の健康を害し、その生存環

境の破壊にまで及ぼうとしている。

それ故、持続可能な人間社会への転換と人間中心主義からの脱皮が求められているのである。人類は、いわゆる「宇宙船地球号」の一乗組員にすぎない。

したがって、自然は単に人間の権利の客体にすぎないとの考えは転換されなければならない。

(2) アメリカの環境倫理学者アルド・レオポルド (1887~1948) は、「共同体という枠を、土壌や水、植物、動物、つまりはこれらを総称した『土地』にまで拡大した場合の倫理」を提示し、「ヒトという種の役割を、『土地』という共同体の征服者から、平凡な一員、一構成員へと換えること。それは、仲間の構成員に対する尊敬の念の現れであると同時に、自分の所属している共同体への尊敬の念の現れでもある。」と主張して、これを「ランド・エシック」（『土地』の倫理）と表現した（『野生のうたが聞こえる』講談社学術文庫）。

生態系は、土壌や水、植物、動物を含む全体での物質の循環により成り立っており、人間はその中に一つの地位を占める存在に過ぎない。

動植物という自然が、生態系の中で1つの地位を占めているのであれば、それらが人間にとって役に立つものであろうとなかろうと保全し、尊重する。これは、倫理規範の妥当範囲を人間共同体から、土壌や水、植物、動物前も含む「共同体」に拡大するものである。

このような考えは、「生物はすべてそれぞれに独自であって、人間にとっての価値には関係なく尊重に値する。そして、そのような認識を他の生物たちに認めるためには、人間は倫理的な行動規範に導かれなければならない」と宣言する1982年の世界自然憲章にも現れている。

自然を自然自体として尊重することを「自然物の存在の尊厳」ということができる。

(3) 自然を自然自体として尊重すること、すなわち「自然物の存在の尊厳」はどのように倫理の問題として出発した。

しかし、人類の活動による自然破壊が地球的規模に拡大し、多様な生物種の絶滅のみならず、人類自身の生存環境まで脅かそうとしている現在、この破壊の進行をくい止めるためには、「自然物の存在の尊厳」を法規範としてとらえ直さなければならない。

すでに、自然保護のための法規範は、条約として、1946年署名の国際捕鯨取締条約、1959年採択の南極条約、1971年採択のラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）、1972年採択の世界遺産条約（世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約）、1973年作成のワシントン条約（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）、1979年採択のボン条約（移動性野生動植物の保全に関する条約）、1992年作成の生物多様性に関する条約等があり、日本国内法として、1918年成立の文化財保護法、1957年成立の自然公園法、1972年成立の自然環境保全法、1992年成立の種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）、1993年成立の環境基本法等が制定されている。

これら一連の立法が積み重ねられることによって、もはや「自然物の存在の尊厳」は、単に倫理規範のレベルから法規範のレベルへと高められているというべきである。

「自然物の存在の尊厳」から、一種の権利である「自然物の生存の権利」が派生し、この権利と表裏をなすものとして、義務規定の形式で人間に義務を課す立法がなされた、と解されるのである。

すなわち、人間が自然物（生物多様性、自然環境）を守るべき実定法上の義務は、自然物の生存の権利を裏返しにしたものであるということができる。

(4) 本件ダム水没予定地には、保護林の指定を受けた地域が含まれていた。また、スマトラゾウ、スマトラトラ、マレーバク、マレーグマ、テナガザル、サイチョウ等はワシントン条約により国際取引が禁止されており、日本における絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律もこれらの希少野生生物の譲渡を禁止する。こ

これら稀少生物を保護するためには、国際間の取引を禁止することによって、乱獲への圧力を抑える必要があるからである。これら禁止規範と表裏をなすものとして、スマトラゾウ、スマトラトラ、マレーバク、マレーグマ、テナガザル、サイチョウ等各個体群を含む自然生態系に「自然の生存の権利」が存在し、本件ダム建設によりこれが侵害されたといえる。

スマトラゾウは、一日100kg～250kgの植物を採食するため、広大な森林を生息域として必要とする。ところが、コトパンジャン地域に生息していたスマトラゾウはダム建設によりその生息地域が開発、水没によって失われたことから、多くは飼育キャンプに送られ強制収容所さながら虐殺された。また、残存したスマトラゾウもその生息域を奪われたことにより、移転した住民の畑にまで採食行動に出ざるを得なくなっている。

スマトラトラ、マレーバク等もその生息域を奪われ、急速にその数を減少させている。

これら稀少生物を育ててきた森林を含む生態系はかけがえのないものであり、原告自然生態系は、自らの侵害された自然物の生存の権利の回復を求めべく原状回復請求権を有する。

(5) 財団財産の侵害

原告スマトラゾウ、スマトラトラ、マレーバク各個体群を含む自然生態系は、法人格を有しない財団であるが、財団財産自体が水没により侵害され、生態系内における物質の循環が侵害されたのみならず、稀少生物を育ててきた森林を含むかけがえのない財団財産が侵害された。これは生態系の一部であるスマトラゾウを移住させることなどでは代替できない侵害である。しかも、これら生態系自体の侵害により被った損害を金銭に評価することは不可能である。のみならず、金銭賠償がなされたとしても、侵害された生態系は回復されがたい。

したがって、自然生態系という特殊な財団財産の侵害に対しては、単に損害賠償請求権のみならず、原状回復請求権も発生するものといわなければならない。

第10 付論～原告番号P 1番の当事者能力について

1 (1)日本においては、1995年2月23日以来、開発により危殆に瀕した希少生物等自然物による訴訟が相次いで提起された。アマミノクロウサギ、アマミヤマシギ、ルリカケス、オオトラツグミ、オオヒシクイ、ホンドタヌキ、ホンドギツネ、ギンヤンマ、ワレモコウ、カネコトタテグモ、諫早湾、ムツゴロウ、ハイガイ、スグロカモメ、ハマシギ、シオマネキ、オオタカ、ムササビ、ブナ、高尾山、八王子城跡等が原告となった。

これら「自然物」の当事者能力について、裁判例は以下のようにいう。

「・・・およそ訴訟の当事者となり得る者は、法律上、権利義務の主体となりうる者でなければならず、このことは民法、民事訴訟法等の規定に照らして明らかどころというべきであり、したがって人に非らざる自然物を当事者能力を有する者と解することは到底できない。・・・」（平成8年4月23日 東京高裁判決 平成8年（行コ）22号）

「・・・当裁判所も、別紙原告目録に控訴人として記載された動植物等の自然物は、いずれも当事者能力を有していないものと判断する。すなわち、民事訴訟法28条において、訴訟上の当事者能力は、民事訴訟法、民法その他の法令に従う旨定められているところ、我が国の法令上、上記自然物について、権利義務の主体たり得ることを見とむべき根拠を見いだすことはできないし、当事者能力を認めたものと解される規定もない。」（平成13年5月30日 東京高裁判決 平成13年（ネ）第2095号）

(2) そこで、本件原告スマトラゾウ、スマトラトラ、マレーバク各地域個体群を含む自然生態系の当事者能力について検討する。

結論からいえば、上記裁判例は、いずれも自然の権利訴訟の必要性を軽視し、当事者能力を狭く解するもので妥当でない。本件原告スマトラゾウ、スマトラトラ、マレーバク各地域個体群を含むコトパンジャン貯水池周辺の自然生態系は、WALH

Iを管理者とし、民訴法29条にいう「権利能力を有しない財団」に準じて当事者能力を認められると解すべきである。

2(1) 自然物の当事者能力を承認すべき必要性

例えば、ある汚染者がその活動によって、年に一億円の割合で川の生態系に損害を与え続けているが、原告たる住民の損害額の合計は100万円に過ぎないとする。原告たる住民が汚染の差し止めを求めても、原告の利益と差し止めを認めることによる加害者側の負担や社会的影響等が比較衡量された結果、敗訴することがあり得る。どんなに自然に対するダメージが重大だとしても、汚染行為を停止できず、川の生態系は破壊され続けるといった事態となってしまうのである。

損害賠償を命ずる判決においては、当然のことながら、原告自身の損害のみが算定される結果、自然物が被った損害は評価されず、事後的に自然物の生存を回復させることが出来ない。

本件において、同じダム建設に伴う被害を被った原告住民と原告自然生態系とは必ずしも利害が一致するわけではない、生息域である森林を奪われた一部のスマトラゾウが、住民の移転先の畑を荒らすというトラブルも生じている。

それ故、自然を自然として尊重するために、自然物の当事者能力を認めることが不可欠なのである。

(2) 自然物の当事者能力を承認することの効能

生物多様性の構成要素である自然物は、遺伝子レベル、種ないし個体群レベル、生態系レベル、そして景観レベルにおいて、自然資源としての有用性、生態系機能のメカニズムとしての有用性、精神作用を涵養する媒体としての有用性を有している。

現世代の人間は、これらの価値を将来世代に承継しなければならない。

そのため、その義務を果たすべき有効な手段として自然物の当事者能力の承認がある。

(3) 以上、自然物の生存をはかり、人間に課された義務を果たしていくためには、

自然物の当事者能力の承認は極めて大きな効能を持ち、かつそれを認めることが、不可欠であることは明白である。

3(1) アメリカの同種訴訟においては、自然保護団体が自然物の権利を代弁する形で自然物の訴訟能力の不備な点を補っている。

すなわち、アメリカの判例上「自然の権利」に言及した嚆矢は、セコイア国立公園を貫く高速道路を含む大規模リゾート計画を認める開発許可の差止等を求めたシエラクラブ対モートン事件の連邦最高裁判決で、ダグラス判事が同公園内にあるミネラルキング峡谷こそ真の当事者であるとし、原告となっていたシエラクラブはその代弁者として訴訟追行しているとの意見を述べた「モートン判決」である (SIERRA CLUB vs MORTON,405U.S.727(1972)。この1972年のモートン判決以降、東部にあるバイラム川 (BYRAM RIVER etal.,vs VILLAGE OF PORTCHESTER,NEWYORK etal.,1975394 F.Supp.618)、ハワイに生息するパリーラという鳥 (PALILA vs. HAWAI DEPARTMENT OF LAND AND NATURAL RESOURCES etal.,639F.2d495)、西海岸の国有林に生息する北米シマフクロウ (NORTHERN SPOTTED OWL,etal.vs. LUJAN, etal.,1991.758 F.Supp.621)、西海岸の海鳥であるマレット鳥 (MARBLED MURRELET,etal. vs.LUJAN,etal.,1992)など、さまざまな自然物が自然保護団体等と一緒に共同原告となって裁判例を賑わしてきており、アメリカの裁判の実務では、すでに自然に原告適格を認めることが当然のことと受け止められている。

(2) このような補完関係が認められるのは、その自然物の保護に最も近い存在としての自然保護団体等に、自然物の立場に立って彼らが何を欲しているのかを正しく理解でき、その為には如何なる主張立証が必要かつ有益なのかを最も良く認識し、それらに基づいて自然物の為に将に「代弁者」として最も適切な訴訟追行をすることが期待できるからである。

そして、原告たる自然物の保護に最も近い存在たる団体 (最も近いか否かは、そのような団体等が原告たる自然物を保護する上でいかなる活動をしてきたか否か、

組織としてどの様に構成されているのか、原告たる自然物が何を欲しているのかおよびその欲するところに沿う為の自然物に有利な主張立証をする事が可能な程度に基礎資料・情報を有しているか等の点から実質的に判断される事柄である) であるならば、幼児や嬰兒、胎児の場合と同様に、自己の欲するところを言語で表現できない自然物が何を望んでいるのかを正しく推察し、自然物が法廷に立つ以上に彼らの権利利益を実質的に擁護する訴訟行為を行うことが可能となるのである。

(3) 本件において、インドネシア環境フォーラムは、1982年以来、インドネシアにおける環境保護運動をになってきた団体であり、多くの環境訴訟の当事者としてインドネシア国内の裁判をもになってきた。インドネシア環境フォーラムの構成団体の一つで、西スマトラ州に本拠を置くタラタク協会は、1990年以来コトパンジャンダム建設によって生じた自然破壊、住民の権利侵害に対して「権利」擁護活動を行ってきた。したがって、インドネシア環境フォーラムがまさに適格な「原告たる自然物の保護に最も関心のある団体」といえ、スマトラゾウ、スマトラトラ、マレーバク各地域個体群を含む自然生態系の後見人的役割を果たし、十分に自然物のための訴訟行為をすることができるものである。

4(1)ところで、民訴法28条は「当事者能力・・・は、この法律に特別の定めがある場合を除き、民法その他の法令に従う。・・・」と規定する。

そして、民法上私権の享有主体は人が原則であり(民法1条の3)、法人も一定の範囲で権利能力を持つ(民法43条)。さらに、人でない胎児は損害賠償請求及び相続の関係では人と見做される(民法721条・886条)。これらの規定からは、人及び人の集団乃至人の前身のみが当事者能力を有するかにも解される。

しかし、民法は、人の集まりである社団のみならず、財産の集団である財団も法人として権利能力を有するものとする。民法上、財産は、人にとって権利の客体にすぎない。その財産の集団である財団も法人となれば権利能力をもつのである。

そして、民訴法29条は、法人として権利能力を有しない社団、財団も代表者又は管理人の定めがあるものは、当事者能力を有すると規定する。 すなわ

ち、民事訴訟法、民法の規定によれば、法人でない財産の集団も「代表者又は管理人の定め」があれば当事者能力を有するのである。

民訴法29条が「代表者又は管理人の定め」を要件とした趣旨は、当該集団の利益を正当に代表するものであることが確認できなければ、当該集団のみならず相手方の利益にも反するからであると解される。

とすれば、動物個体群を含む地域生態系も財産の集団であるから、権利能力なき財団と同様に「代表者又は管理人」が存し、その「代表者又は管理人」が当該財産の集団を前述の意味で正当に代表する者であれば、民訴法29条を類推し自然生態系にも当事者能力があると解すべきである。

(2) 財団とは一定の目的に寄付された財産を中心にしてこれを運営する組織を有するものであり、寄付財産は、本来、所有権の対象たる一定の財産が一定の目的のために出損されるものである。

ところで、民法上、自然物は権利の客体あり、野生生物は無主物であるとされる。

しかし、前述のように自然物にも権利主体性を肯定しうる。そして、なにより希少生物を含む原告生態系は、それ自体かけがいのない価値を有する。ゾウは植物を食べ、その種子を運ぶことにより植物の再生産過程に寄与し、トラは動物を捕食することで小動物が増えすぎること抑制している。バクも植物を食べその種子を運びトラに食べられることによって、さらに、動物が排泄した糞を微生物が分解し、植物の栄養素となる。これら各々生態系のバランスを図るシステムに組み込まれているのであって、生態系にはその統合性を認めうる。そして、財団にあって、寄付財産は、もともと所有権の対象となりうるか否かは重要な問題ではない。出損者の所有物でない限り有効な出損が不能であるから、財団を構成し得ない。その意味で有効な出損か否かが重要な問題なのである。とすれば、無主物であっても、生態系の維持という一定の目的に寄付（統合）された財産といいうるし、一定の環境保護団体が、地域個体群のもつ生態系維持という目的に適した活動を行っているのであれば、条理上有効な

出損があったととらえることが可能である。

そして、このような環境保護団体は、自ら社団乃至財団であると同時に、生態系維持という目的のために統合された地域自然生態という一定の財産を運営する組織でもある。

このように、財団の中に社団ないし財団が存在するという事は、全国組織の労働組合のもとに職場単位の独立した労働組合が存在することと同様に考え得る。

環境保護団体による地域自然生態系の維持管理という運営により、人類に対する種々の利益ももたらされるのである。

以上、民訴法29条「権利能力を有しない社団」に準じて、当事者能力が認められるのである。

第11 結語

よって、当事者目録原告番号A251番からO939番の原告らについては、被告らに対して、人格権にもとづく原状回復措置として別紙1ないし3記載の勧告（予備的に別紙4記載の勧告）を行うこと並びに共同不法行為にもとづく損害賠償として各金500万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを、当事者目録記載の原告番号P1番の原告については、被告日本国および被告東電設計に対して、自然の権利にもとづく原状回復措置として別紙1ないし3記載の勧告（予備的に別紙4記載の勧告）を行うことを求める。

以 上

証 拠 方 法

1 甲第1号証 「PERIPLUS NATURE GUIDES TROPICAL WILD LIFE OF INDONESIA & SOUTH EAST ASIA」

（ただし、被告日本国及び東電設計に対してのみ）

添 付 書 類

- | | | |
|---|-------|--------------------------------------|
| 1 | 甲号証 | 3通 |
| 1 | 訴訟委任状 | 4536通 |
| 2 | 資格証明書 | 2通（被告国際協力銀行については、登記中のため、
おって提出する） |